



和歌山県

和歌山県 廃棄物処理計画

(平成18年度～平成22年度)

和歌山県
平成19年3月

はじめに

美しい和歌山、それに代表されますように高野・熊野の地域が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、さらに南紀串本の沿岸地域が国際的に重要な湿地として「ラムサール条約登録湿地」に認定されました。私たちは、これら貴重な財産を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためにも、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルを見直すことにより、資源を有効に活用し、環境への負荷をできるだけ低減して持続可能な社会、いわゆる「循環型社会」の構築を目指す必要があります。

県では、平成14年度に「和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、本県が抱える3つの重要課題、課題解決のための基本方針、取り組みの方向、目標、施策及び関係者の役割・責務等を定め、実施してきました。

本県の廃棄物の状況は、一般廃棄物及び産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にありますが、平成22年度の目標値に達するには更なる努力が必要です。

今後は、循環型社会の形成に向けて、県、市町村、事業者及び県民の皆様が協力して3Rを推進していく中で、リデュース（発生抑制）を最優先し、次にリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を進めて、やむを得ないものについてだけ最終処分を行うことが重要です。

今回、計画を見直すに当たり、重要課題に「災害廃棄物への対応」を加え、近い将来発生が予想されています東南海・南海地震によって大量に発生する災害廃棄物への対策の必要性を新たに盛り込んでいます。

県では、課題解決のための基本方針「県内資源循環システムの構築」に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり「和歌山県環境審議会廃棄物部会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言をいただきました方々に心より感謝申し上げます。

平成19年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸

目 次

序 章	1
○計画の背景と目的	1
○計画の期間	1
○廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題	2
第1章 課題解決のための基本方針	6
1. 1 基本方針	6
1. 2 取り組みの方向	6
1. 3 取り組みの方向に基づく計画の目標	8
1. 4 計画の数値目標	9
第2章 目標達成のための取り組み	12
2. 1 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び 事業者意識の醸成	12
(1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供	12
(2) 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施	12
(3) 環境保全も含めた循環型社会推進の啓発の実施	12
(4) NPO等民間団体との連携	12
2. 2 廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び減量化の推進	13
(1) 排出抑制の推進	13
(2) 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上	13
(3) 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進	14
2. 3 適正処理推進のための広域的な処理施設の確保	15
(1) 大阪湾フェニックス計画の推進	15
(2) 紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進	16
(3) 一般廃棄物処理施設の確保	16
(4) 産業廃棄物処理施設の確保	16
(5) し尿及び生活排水対策の推進	17
2. 4 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び 処理能力の確保	17
(1) 感染性廃棄物適正処理の推進	17
(2) PCB廃棄物対策	18
(3) その他特別管理廃棄物適正処理の推進	18
2. 5 不法投棄等不適正処理対策の充実	19
(1) 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実	19
(2) 生活環境保全上の支障の除去	20
(3) 排出事業者・処理業者の適正処理の推進	20
(4) 土地の所有者等の責任の徹底	20

2. 6	災害廃棄物対策の策定	20
(1)	東南海・南海地震対策	20
(2)	台風等の風水害対策	21
第3章	計画を推進するための関係者の役割・責務	22
3. 1	関係者の役割	22
(1)	県民	22
(2)	事業者	22
(3)	処理業者	23
(4)	市町村	23
(5)	和歌山市	24
(6)	県	24
3. 2	計画の推進について	26
(1)	計画の周知	26
(2)	計画の進行管理	26
(3)	技術開発の推進・普及	26
☆第2次	和歌山県廃棄物処理計画の施策体系	27
第4章	廃棄物処理の概要・将来見込み	29
4. 1	用語の定義	29
(1)	廃棄物とは	29
(2)	廃棄物の処理	29
4. 2	計画の対象区域図	30
4. 3	廃棄物処理の現状	31
(1)	本県の廃棄物の概要	31
(2)	廃棄物の排出状況	31
(3)	廃棄物の処理状況	36
(4)	廃棄物処理施設の整備状況	46
(5)	廃棄物の広域移動状況	49
(6)	特別管理廃棄物の状況	52
(7)	廃棄物の不法投棄の状況	53
4. 4	廃棄物に係る各種計画の進捗状況	54
(1)	和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況	54
(2)	ごみ処理広域化計画の概要	60
4. 5	廃棄物の将来見込みと目標値の概念	61
(1)	廃棄物の将来見込み	61
(2)	廃棄物処理の目標値の概念	62

序 章

○計画の背景と目的

- (1) 廃棄物に関し、産業廃棄物については県が「産業廃棄物処理計画」(平成 11 年 5 月)を策定し、一般廃棄物については市町村が「一般廃棄物処理計画」を策定するとともに、市町村の計画をもとに県が「ごみ処理広域化計画(平成 11 年 3 月)」を策定し、廃棄物の適正処理を推進してきた。
- (2) 国は、平成 12 年を循環型社会元年とし、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)をはじめとするリサイクル関連法を整備するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)を改正し、一般廃棄物と産業廃棄物を併せた処理計画の策定を都道府県に義務付けた。
- (3) また、国は廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成 13 年環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。)において、廃棄物処理の基本的な方向を示し、廃棄物の減量化等の目標を示した。
- (4) 本県では、平成 14 年度に「和歌山県廃棄物処理計画」を策定し、本県が抱える 3 つの重要課題、課題解決のための基本方針、取り組みの方向、目標、施策及び関係者の役割・責務等を国の基本方針に即して定めた。また、平成 12 年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態を基に平成 22 年度の処理目標値を定め(中間目標年次:平成 17 年度)、平成 18 年度に中間見直しを行うことを定めた。
- (5) 計画を見直すにあたり、平成 12 年度からの廃棄物の実態の変化を把握するため、平成 17 年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の実態を平成 18 年度に調査した。計画見直しについては、調査結果を基に平成 22 年度目標を達成できるよう施策等を見直すとともに、その他本県が抱える廃棄物に関する課題や対策についても検討した。また、平成 17 年に改正された国の基本方針の内容も考慮した。
- (6) この「第 2 次和歌山県廃棄物処理計画」は、平成 14 年度に本県が策定した「和歌山県廃棄物処理計画」を見直したものであり、その目標の達成により県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展及び循環型社会の推進を図るものである。

○計画の期間

- (1) 対象期間:平成 18 年度から平成 22 年度(5 ヶ年)
- (2) 目標年次:平成 22 年度

○廃棄物処理計画において解決すべき本県の重要課題

課題1 高い水準にある廃棄物排出量と低い水準にある再生利用率

廃棄物排出量は、平成12年度に比べ一般廃棄物（ごみ）については減少傾向にあるが、産業廃棄物については増加傾向にある。（図1、図2）

一般廃棄物（ごみ）は、1人1日あたりのごみ排出量も減少しているが、全国平均を依然上回っている状況である。（図3）

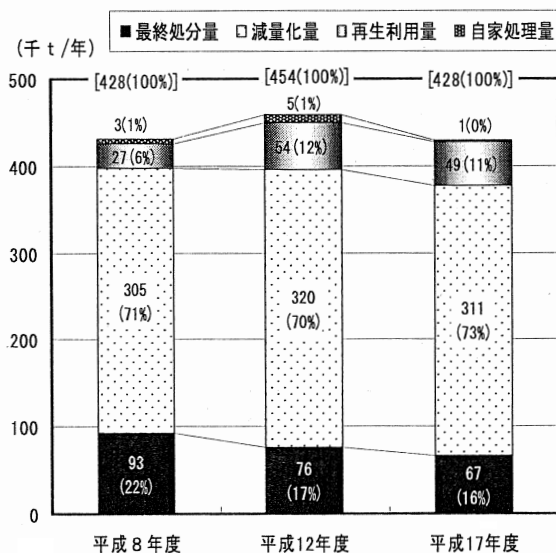
産業廃棄物の排出量は景気が好調であり、製造業のいくつかの業種において排出量が増加しているが、それ以外の業種等をみるとほぼ横ばいである。また、総生産あたりの廃棄物排出量は、全国平均を上回っている。（図4、図5）

しかし、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物どちらも最終処分量が減少傾向にあり、望ましい状況であるが、中間目標値を達成できていない。

また、再生利用率については、平成12年度実績に比べ一般廃棄物（ごみ）は横ばい、産業廃棄物は減少しており、より一層の再生利用の推進が望まれる。

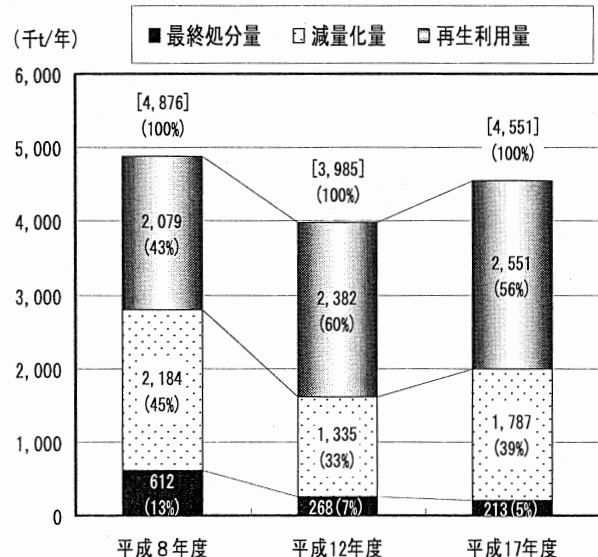
以上のことから、循環型社会の形成へ向けて、県、市町村、事業者及び県民が協力して3R*を推進していく中で、リデュース（発生抑制）をまず実施し、それでも発生するものについてはリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進し、やむを得ないものについてのみ最終処分を行うことが重要である。

* 3R…Reduce（リデュース＝発生抑制）、Reuse（リユース＝再使用）、Recycle（リサイクル＝再生利用）



1) ()内は対総排出量比
2) []内は各年度の総排出量

図1 一般廃棄物（ごみ）の排出量等の推移



1) ()内は対総排出量比
2) []内は各年度の総排出量

図2 産業廃棄物の排出量等の推移

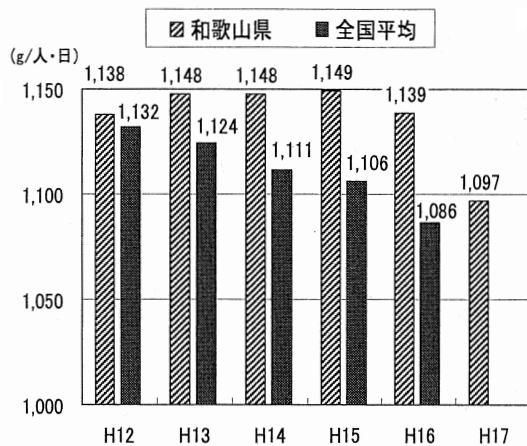


図3 1人1日あたりのごみ排出量

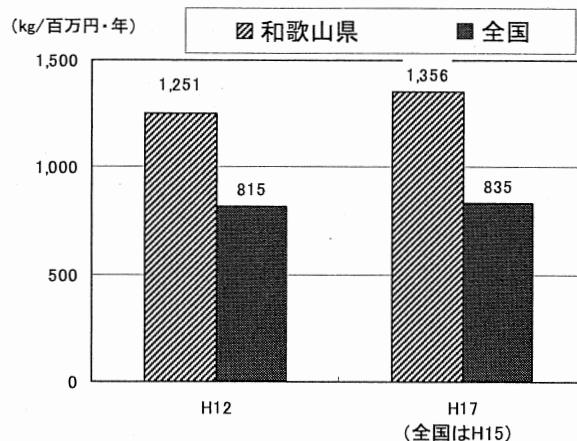
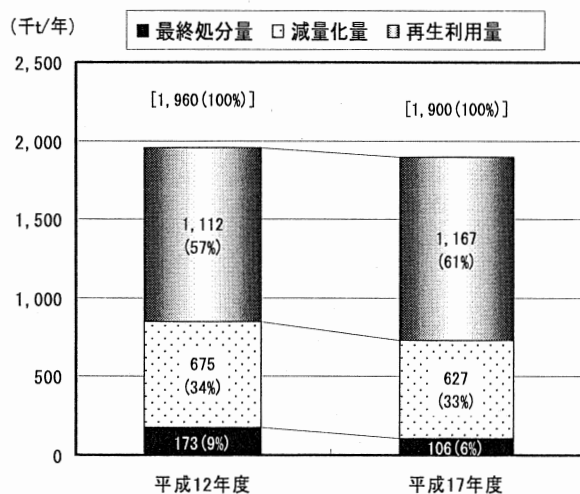


図4 総生産あたりの産業廃棄物排出量



1) ()内は対排出量比
2) []内は各年度の排出量(特定製造業を除く)

図5 特定製造業を除く産業廃棄物排出量等の推移

課題2 廃棄物処理施設の不足と県外処理への依存

本県は、廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さないを方針にしているが、現実には最終処分を県外処理に依存している。特に産業廃棄物の管理型最終処分場が無いため、管理型最終処分場は、県内処理を推進するには特に必要な施設である。(図6、図7)

また、広域処理の状況については、大阪湾広域臨海環境整備計画(大阪湾フェニックス計画)における対象区域が御坊圏域まで拡大し、区域内の一般廃棄物及び産業廃棄物の安定的な適正処理が概ね推進されている。

しかし、大阪湾フェニックス計画区域外の地域については、一般廃棄物及び産業廃棄物の県外最終処分依存が高く、早期に県内処理できる最終処分場の確保が望まれる。(図8)

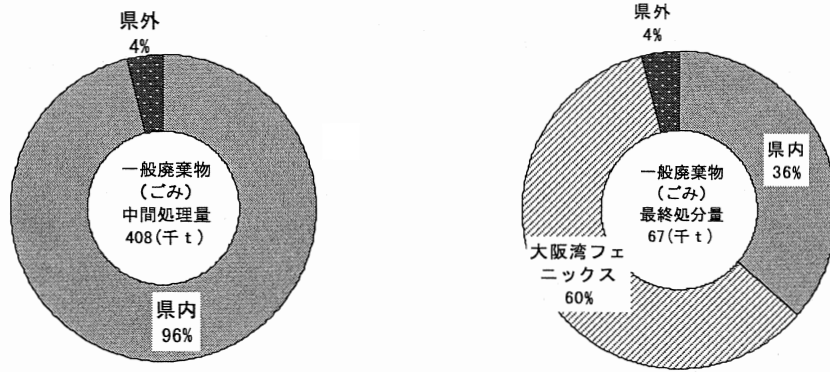


図6 一般廃棄物（ごみ）処理の地域内と地域外の内訳（平成17年度）

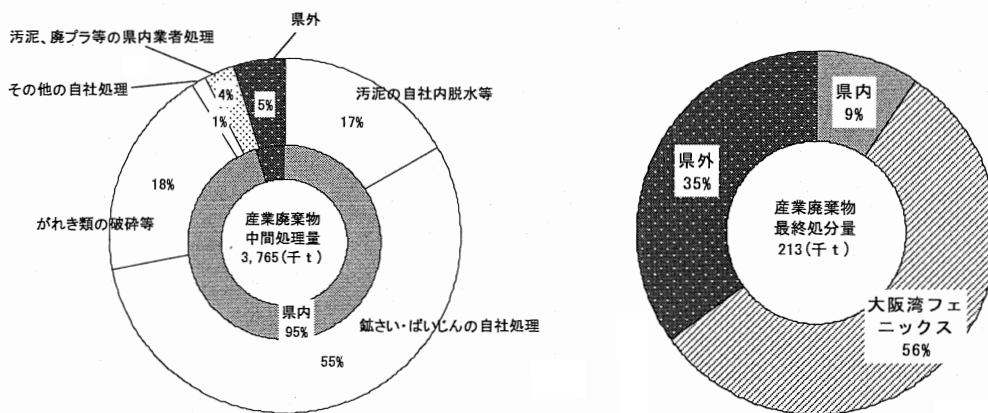


図7 産業廃棄物処理の地域内と地域外の内訳（平成17年度）

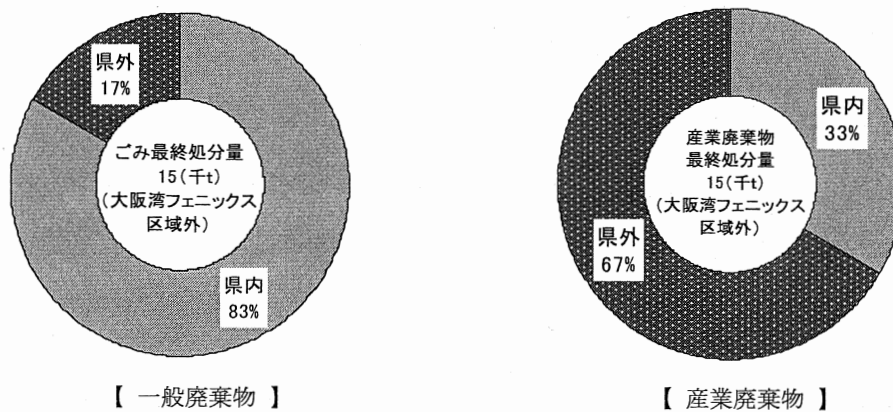
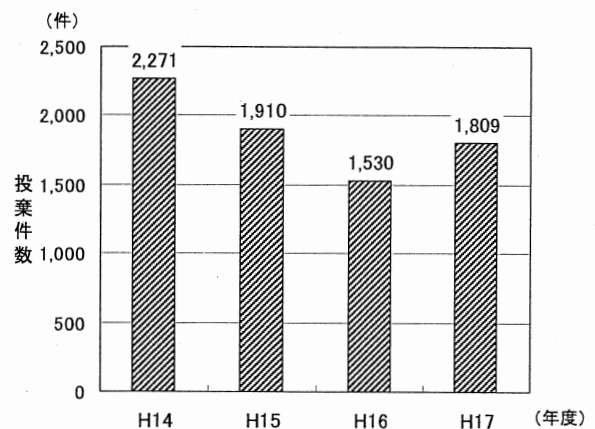
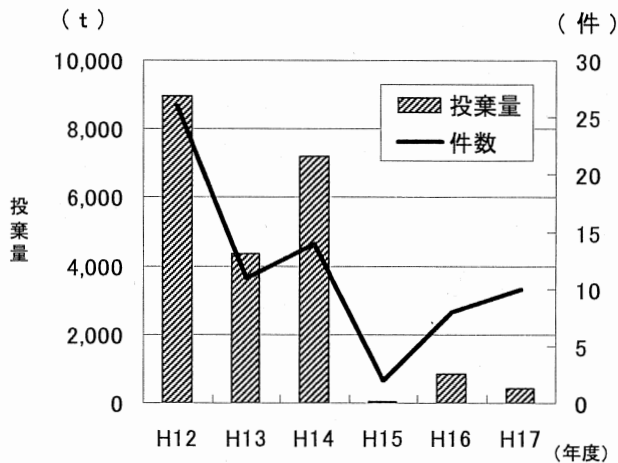


図8 大阪湾フェニックス区域外の廃棄物最終処分量の地域内と地域外の内訳（平成17年度）

課題3 依然として無くならない不法投棄等

県内の産業廃棄物大規模不法投棄（10t以上）件数等は、平成12年度をピークに減少傾向にあるが、撲滅まで粘り強い対策が必要である。（図9）また、小規模不法投棄件数は、平成14年度からほぼ横ばいであり、この対策は急務である。（図10）

不適正処理等による廃棄物処理法違反の検挙件数を内容別で見ると、産業廃棄物及び一般廃棄物の検挙件数は平成13年に比べ減少しているが、平成17年は前年に比べ両方とも増加しており、より一層の対策が必要である。（図11）



1) H14～H16: 委託事業発見分
2) H17: 委託事業発見分+行政機関発見分

図9 産業廃棄物大規模不法投棄（10t以上）件数と投棄量

図10 小規模不法投棄件数

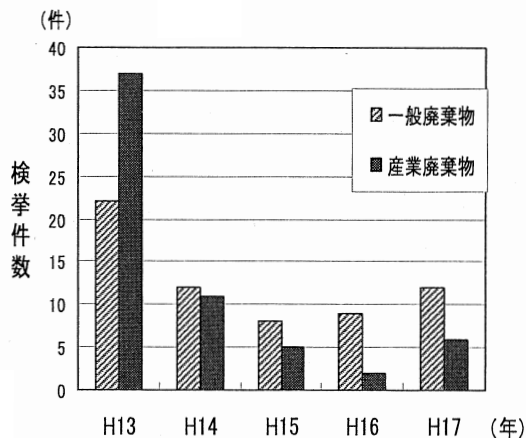


図11 廃棄物処理法違反の検挙件数

課題4 災害廃棄物への対応

近い将来に発生が想定されている東南海・南海地震や台風及び集中豪雨等の大規模災害により発生する多量の災害廃棄物については、分別や処理が困難であり、県内の処理能力のみでは対応は難しいと想定される。災害廃棄物を適正かつ円滑に処理し、生活環境の保全及び早期復興を図るためには、全県的な取り組みが重要であり、また、県外応援体制の整備も含めた対策を予め検討する必要がある。

第1章 課題解決のための基本方針

1. 1 基本方針

県内資源循環システムの構築

～資源の採取・生産・消費・再資源化に至る資源循環の「環」の構築～

平成14年度に策定した和歌山県廃棄物処理計画の基本方針を堅持しつつ、排出抑制をより一層進めていくとともに、資源リサイクルを推進し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の実現を目指す。

一般廃棄物（ごみ）については、排出抑制を進める中でごみ処理の有料化についても検討を行い、発生した廃棄物は分別を徹底してリサイクルを推進し、リサイクルできない廃棄物については、処理を行って減量化に努めるとともに、熱回収（サーマルリサイクル）等を活用して資源の有効利用を行う。

産業廃棄物については、社会経済の影響により発生量が増減するが、各事業者が排出抑制に努めるとともにリサイクルを実施し、最終処分量の減量化を推進する。

1. 2 取り組みの方向

方向1

廃棄物の排出抑制を推進し、資源循環ができる社会システムの構築を図る

- 従来の社会システムから徐々にではあるが、資源循環に向けた社会システムへと変化しつつある。この資源循環を進める一方で、発生する廃棄物の排出抑制が非常に重要である。したがって、まず排出抑制、その次に資源循環という考えに立った社会システムを構築していく必要がある。
- 排出抑制を重視した資源循環社会システムの構築には、県民及び事業者の意識改革が重要であるため、県民、事業者、行政機関が一体となって取り組むことが必要である。

方向2

広域的な適正処理の推進及び県内処理を充実し環境への影響を低減する

- 最終処分場の確保が困難な状況の中、本県では大阪湾圏域広域処理場整備計画（大阪湾フェニックス計画）の区域とそれ以外の区域でそれぞれ取り組みを行っている。大阪湾フェニックス計画については御坊圏域まで区域が拡大し、区域内の一般廃棄物及び産業廃棄物の安定した適正処理が期待できることから、今後も積極的に推進していく。また、大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の区域については、多くの市町村において一般廃

棄物の最終処分も県外依存しており、早急に安定かつ適正に処理できる広域的な最終処分場を確保するため、財団法人紀南環境整備公社を県、市町村及び産業界が出資して設立し、管理型最終処分場を建設すべく事業を実施しており、今後とも推進していく。

- 産業廃棄物の中間処理等については、県内処理が多数を占めているが、特別管理産業廃棄物等は、県内の処理施設では処理能力不足となっている。このため、特別管理産業廃棄物等については、中間処理を中心に適正に県内処理を実施できるように推進する。
- し尿処理及び生活排水対策については、合併浄化槽、公共下水道等により水洗化率の向上及び生活雑排水の適正処理による公共用水域への環境負荷を低減する。
- ロンドン条約に基づき、廃棄物の海洋投入処分が原則禁止となった。特に現在海洋投入処分している産業廃棄物の動植物性残渣やし尿処理施設から発生する清掃汚泥等は、適正な陸上処理を推進する必要がある。

方向3

監視・指導・取締を強化し、不法投棄、違法保管及び野焼き等の不適正処理を撲滅する

- 平成12年度以降、大規模な不法投棄の件数は減少しているが、依然、撲滅に至っていない。また、近年は一般廃棄物（ごみ）の不法投棄が目立ち、県民の廃棄物に対する意識の低下も心配される。このため、県及び市町村による普及啓発をより一層行う必要がある。
- 排出事業者において一般廃棄物（ごみ）と産業廃棄物の区別を明確にして排出し、適正処理を行うため、排出事業者向けの普及啓発も重要である。
- 世界遺産に登録された紀伊山地の霊場と参詣道のように世界に誇る貴重な文化遺産及び和歌山の素晴らしい自然を守るといった意識を県民及び事業者が持ち、その意識を高めていくような普及啓発も重要である。

方向4

災害廃棄物対策を早急に実施できるように検討する

- 近いうちに発生が想定されている東南海・南海地震では、地震の揺れによる家屋倒壊とともに、津波の被害が考えられ、大量に発生する災害廃棄物及びし尿等の処理を実施できるように災害廃棄物処理に関する計画を早急に策定する必要がある。
- 東南海・南海地震以外にも台風や集中豪雨等の風水害により発生した廃棄物の処理等についての計画も併せて策定する必要がある。
- 災害廃棄物処理については、市町村及び廃棄物処理業者が広域的に連携して取り組めるよう、予め対策を講じることが重要である。

1. 3 取り組みの方向に基づく計画の目標

目標1 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成

循環型社会構築のために各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者においては一定の意識ができていていると考えられる。しかし、法令に基づく周知徹底だけでは限界があることから、県民及び事業者自らが環境保全を意識することで、自発的に循環型社会の構築が進むことが期待される。

本計画では、環境保全に対する意識を推進し、自発的に循環型社会構築が進むように県民及び事業者の意識を醸成することを目標として施策を実施する。

目標2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び減量化の推進

廃棄物対策は、まず何より廃棄物を排出しないということが重要である。

このため、本計画では、県民及び事業者による廃棄物を出さないという強い意識により、まず排出抑制を図り、排出されたものは再使用若しくは再生利用を推進し、最終処分量を極力減少させることを目標として施策を実施する。

目標3 適正処理推進のための広域的な処理施設の確保

循環型社会構築のためには、廃棄物を適正に処理することが必要不可欠である。

また、広域的に処理することは、環境負荷を低減することにもつながることから、より一層推進されるものである。本計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理及び最終処分場について、広域的に適正処理できる施設の確保を目標として施策を実施する。

目標4 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び施設の処理能力の確保

特別管理廃棄物は、保管・管理・処理が適正に行われなければ、周辺環境に重大な支障を及ぼすだけでなく、周辺住民に対しても健康被害等を及ぼすこととなるため、県民の安心・安全を守るという立場から、厳正に対処していかなければならない。とりわけ、特別管理一般廃棄物（ごみ）である家庭医療用器具の廃棄等における適正処理推進は、市町村、医療機関及び県民が連携して取り組んでいかなければならない事案であり、早急に対処が必要である。本計画では、特別管理廃棄物の適正処理及び県内処理能力の確保を目標として施策を実施する。

目標5 不法投棄等不適正処理対策の充実

不適正処理は、生活環境保全上の支障を引き起こす原因となっている。産業廃棄物にあっては、廃棄物処理に対する県民の不信感を生み出している。一般廃棄物にあっては、不法投棄等の件数がほぼ横ばい状況の中、県民意識の向上を図ることが重要である。本計画では、産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も含めた適正処理を徹底して推進することを目標として施策を実施する。

目標6 災害廃棄物対策の策定

地震、風水害等の災害は、いつ発生するか予測できないことと、大量に廃棄物が発生することから、事前準備が非常に重要である。また、被災後の生活環境の保全及び早期復興のため、し尿処理や災害廃棄物の除去等、迅速な対応が求められる。

そこで県は、災害時の広域的なし尿処理体制の確立及び必要な人材・資機材の確保等のため、社団法人和歌山県清掃連合会、社団法人和歌山県産業廃棄物協会及び社団法人和歌山県建設業協会等と、災害時の協力協定を締結している。また、県域を越えた応援体制を整備するため、近畿2府7県で危機発生時の相互応援に関する基本協定を締結している。

しかし、県及び市町村の災害廃棄物対策としての災害廃棄物処理計画の策定が進んでいないことから、策定を早急に推進するとともに、廃棄物処理業者との連携が十分できるような対応を推進することを目標として施策を実施する。

1. 4 計画の数値目標

個別目標を達成することによる廃棄物の排出抑制、資源化の推進、最終処分量の減量化の目標数値については以下に示すとおり設定する。

平成17年度目標値と平成17年度実績値を比較すると、一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともにほとんどの項目で目標が達成できていないため、平成22年度目標値の達成はより厳しいものとなっている。

また、平成22年度目標値は、国の基本方針を基に本県が取り組む目標値として設定したものであり、目標値を下げることは適当でない。

したがって、平成14年度に策定した平成22年度目標値は、変更せずに同様の数値目標とする。

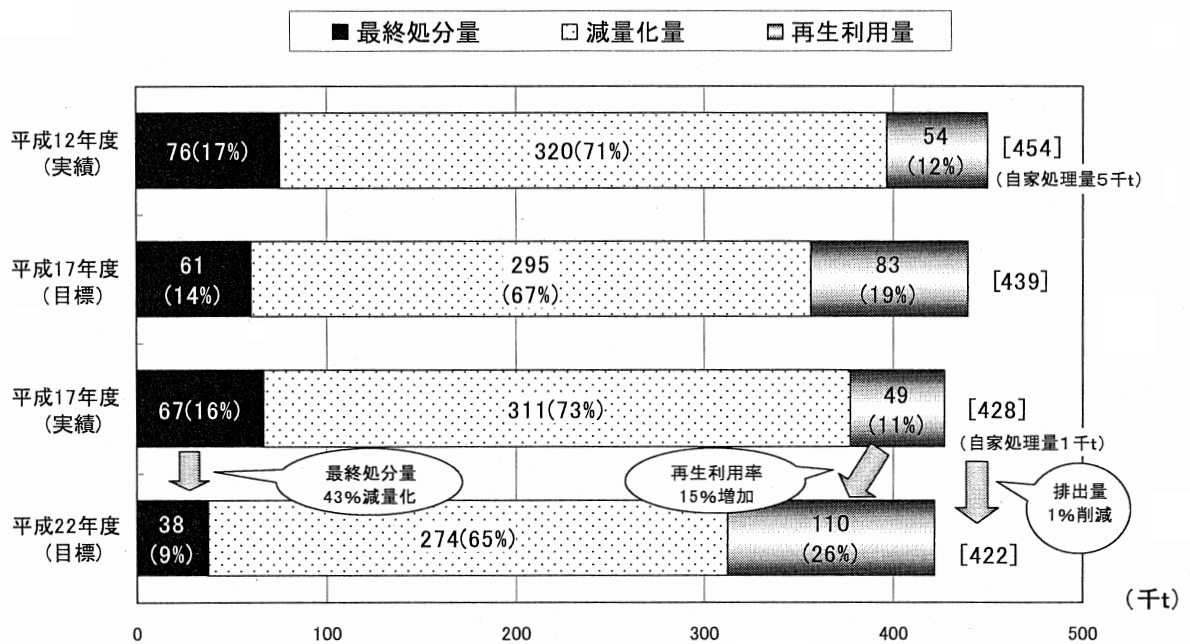
なお、資源化については排出量の増減に関わらず排出量に対する比率、すなわち再生利用率を増加させるものとし、目標を設定する。

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理の目標

一般廃棄物（ごみ）については、県民、事業者、市町村の協力により排出抑制を推進するとともに、再資源化を推進する。

当初計画の目標値は基準年である平成12年度実績値に対し、平成22年度には排出量を454千トンから422千トンに約7%削減し、再生利用率を12%から26%に14%増加させ、最終処分量を76千トンから38千トンに50%減量化することとなっている。

平成17年度実績から当初目標の平成22年度目標値を達成させるためには、排出量を428千トンから422千トンに約1%削減し、再生利用率を11%から26%に15%増加させ、最終処分量を67千トンから38千トンに約43%減量化する必要がある。（図12）



注1) ()内は、対排出量比
注2) []内は、各年度の排出量

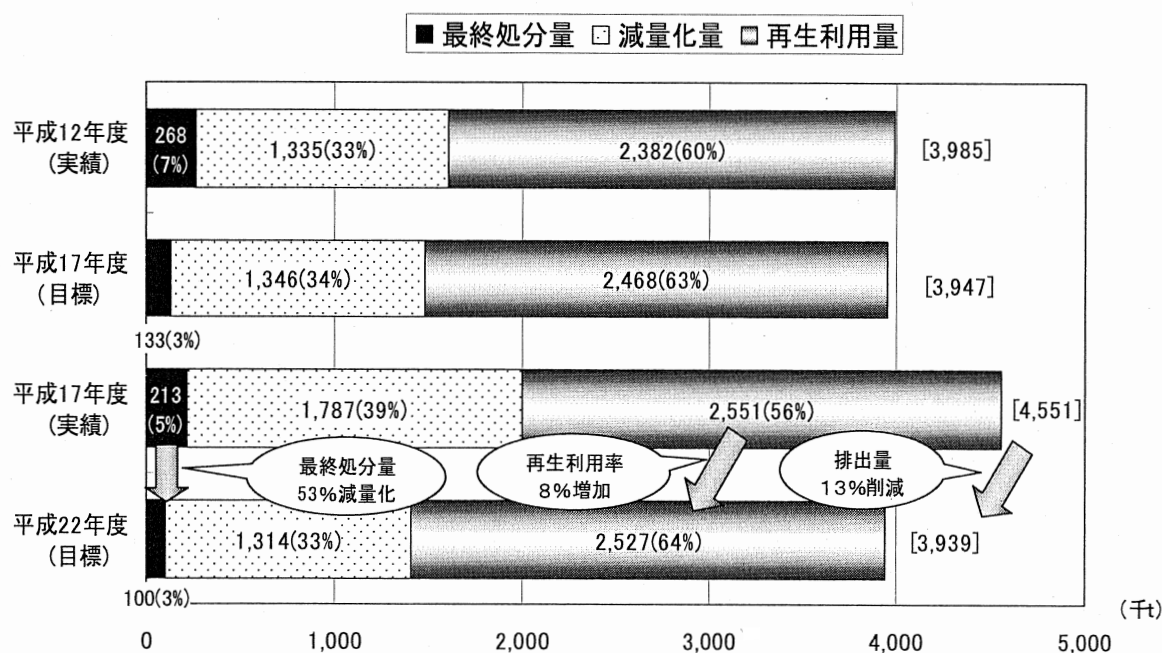
図12 一般廃棄物（ごみ）の数値目標

(2) 産業廃棄物処理の目標

産業廃棄物については、持続的な発展が可能な社会を目指す観点から、県内企業の廃棄物の排出抑制対策を進める一方、経済発展や企業の新規立地によって増加する量は最小限とする。また、本県では最終処分場が不足し、県が推進している大阪湾フェニックス計画を考慮しても不足している状況であることから、資源化の促進と最終処分量の減量化を積極的に進める。とりわけ、大阪湾フェニックス計画以外の地域においては、財団法人紀南環境整備公社において広域的処理ができる最終処分場を確保するために事業を実施しているが、特に資源化の促進と最終処分量の減量化は徹底されなければならない。

当初計画の目標値は基準年である平成12年度実績値に対し、平成22年度には排出量を3,985千トンから3,939千トンに増加を抑制してほぼ横ばいとし、再生利用率を60%から64%に4%増加させ、最終処分量を268千トンから100千トンに約63%減量化することとなっている。

平成17年度実績から当初目標の平成22年度目標値を達成させるためには、排出量を4,551千トンから3,939千トンに約13%削減し、再生利用率を56%から64%に8%増加させ、最終処分量を213千トンから100千トンに約53%減量化する必要がある。(図13)



注1) ()内は、対排出量比

注2) []内は、各年度の排出量

図13 産業廃棄物の数値目標

2. 1 環境保全も含めた循環型社会構築に対する県民及び事業者意識の醸成

(1) 廃棄物情報の積極的な収集と提供

県内での廃棄物に関する取り組みを促進するためには、県民、事業者、行政機関が広く廃棄物関連情報を共有し、共通の認識を持って取り組む必要がある。

○県及び市町村は、廃棄物に関する情報についてインターネット等各種媒体を通じて積極的に県民、事業者に提供する。

○事業者は、自らの事業活動によって生じる廃棄物及び廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を廃棄物以外の環境関連取り組みの一環として積極的に提供するとともに、廃棄物処理施設の設置を行う際にも地域住民の理解が得られるよう必要な情報の提供に努める。

○県民は、廃棄物に対する関心を高め、廃棄物に関する現状、特に家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）についての排出抑制等の意識を持ち、廃棄物処理の正しい理解に努める。

(2) 各種リサイクル法の周知のための啓発の実施

各種リサイクル法が施行され、県民及び事業者に対しては一定の周知ができていと考えられるが、その意識の底上げを実施してリサイクルの向上を図る必要がある。

○県及び市町村は、県民及び事業者に対して各種リサイクル法の推進に関する普及啓発を積極的に進める。

○事業者は、各種リサイクル法の趣旨に基づき、自らの事業活動により発生する廃棄物のリサイクルを積極的に進めるとともに、法律で定められていない廃棄物についても資源有効利用の観点から積極的に取り組む。

(3) 環境保全を含めた循環型社会推進の啓発の実施

循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等の推進により、各主体が連携して持続的発展が可能な循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが重要である。

○県及び市町村は、県民等が循環型社会推進による生活環境の向上等の効果が得られるよう普及啓発を行う。

○事業者及び県民は、循環型社会形成に関する行動を積極的に行うように努める。

(4) NPO等民間団体との連携

廃棄物に関する問題は県民の生活に密着しており、行政機関による規制や啓発活動のみでは解決は難しく、県民自らの問題として捉え、連携して解決に取り組む必要がある。

○県、市町村、県民及び事業者は、廃棄物問題に取り組むNPO等の民間団体と連携して生活環境の保全に努める。

2. 2 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び減量化の推進

(1) 排出抑制の推進

廃棄物の再生利用等は、各種リサイクル法の浸透により進んできているが、排出抑制については、あまり進んでいない。特に一般廃棄物（ごみ）については、1人1日あたりの排出量が依然、全国平均を上回っている状態であることから、排出抑制が必要である。

- 県及び市町村は、自らの施策に伴い発生する廃棄物をゼロに近づけるよう努める。
- 市町村は、本計画の趣旨を十分踏まえるとともに、数値目標を達成できるように一般廃棄物処理計画の見直し等を行う。
- 市町村は、廃棄物減量を推進する審議会等を設置し、市町村ごとに減量化を積極的に推進する。
- 市町村は、排出抑制を進める手法の1つとして、ごみ処理の有料化について検討を行う。特に事業系一般廃棄物（ごみ）については、排出事業者が適正処理することを基本とし、事業者が適正処理できないものは有料化等により排出抑制を推進する。
- 事業者は、一般廃棄物（ごみ）の適正処理及び排出抑制に取り組むとともに、分別等を率先して取り組み、リサイクルの推進に努める。また、産業廃棄物については、社会経済の変動により増減するが、廃棄物排出量の増加を必要最小限とし、リサイクルの推進に努める。

(2) 環境ビジネスの育成及び再生品利用の向上

県内において、廃棄物の再使用、再生利用を積極的に進めるためには、リサイクルの担い手である環境ビジネスの育成が不可欠である。また、廃棄物を再使用、再生利用できるように分別を徹底することも重要である。

- 県は、環境に配慮し、廃棄物の減量化につながるリサイクル製品の認定及びその利用促進やバイオマスタウン構想の推進等により、環境ビジネスの育成に努める。
- 市町村は、可能な限り分別品目を増やし、無駄なくリサイクルされるように努める。
- 事業者及び県民は、市町村が実施する分別収集に積極的に協力する。
- 事業者は、リサイクル目的の産業廃棄物について、なるべく県内で資源循環するよう努めるとともに、県内での資源循環が困難な場合は、県域を越えた広域的な処理によりリサイクルを推進する。
- 県、市町村、事業者及び県民は、県認定リサイクル製品の購入、使用を積極的に行うとともに、グリーン購入等により事務用品をはじめ、環境に配慮した物品を購入及び使用する。

(3) 各種リサイクル法の円滑な施行・取り組みの推進

【容器包装リサイクル法の推進】

(※容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律)

平成12年4月から完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進しており、品目ごとの分別収集市町村数及び再商品化量は着実に増加しているが、より一層リサイクルを推進する必要がある。

○市町村（分別収集の実施主体）は、排出抑制を基本とし、分別収集の円滑な実施に必要な体制を整備するとともに、住民に対し啓発を行い、収集に対する十分な理解を得る。また、リサイクルできないものについては、単純に最終処分するのではなく、熱回収（サーマルリサイクル）等による資源の有効利用を積極的に図る。

○県民は、市町村が実施する分別収集に協力するとともに、排出する廃棄物についてはリサイクルしやすいように洗浄等を行う。また、販売店が行っているリターナブルビンやトレイ、牛乳パックなどの回収、買い物袋の持参等を積極的に取り組む。

○事業者は、過剰包装の防止に努め、容器包装廃棄物の減量化に取り組む。

○県は、市町村が行う分別収集の円滑な実施を促進するため、市町村に対して技術的な助言を与えるとともに、国や財団法人日本容器包装リサイクル協会との調整に努める。

【家電リサイクル法の推進】

(※家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法)

冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン及びテレビを家電小売店が消費者から引き取り、それをメーカーがリサイクルする家電リサイクル法は、平成13年4月から施行された。法施行後、県内の指定引取場所における引取台数は増加しており、県民等に着実に浸透してきている。しかし、依然として法対象品目の不法投棄が発生しており、リサイクル料金の負担等、法の趣旨の理解及び周知が必要である。

○市町村は小売店と連携して、小売店に引取義務のない廃家電について、不法投棄されることのないように収集・リサイクルの体制整備を行う。

○県民は、家電リサイクル法の趣旨を十分理解するとともに、法対象品目以外の家電についても適正に処理をする。

【建設リサイクル法の推進】

(※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

建設廃材の再生利用を推進する建設リサイクル法は、平成14年5月に施行され、パンフレットの配布等による普及活動及び現場パトロールによる事業者への指導・監督等により、法周知について一定の成果が見られ、無届工事はほとんど無くなってきている。しかし、解体後に分別するといったように分別解体が適正に実施されていない現場が散見されるため、分別解体をより一層推進し、リサイクルの向上が重要である。

○施主及び受注者は、法の趣旨を十分理解し、建設副産物の減量化、リサイクルの実施に努める。

○県及び和歌山市は、建設リサイクル法に基づくパトロールを適時実施し、適正処理の

推進を図る。

○県及び市町村は、公共工事实施の際には積極的にリサイクル品を取り入れるよう努める。

【自動車リサイクル法の推進】

(※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律)

使用済み自動車のフロン類、エアバッグ、シュレツダーダストの引取り、リサイクルを自動車製造業者、輸入業者に義務付けた自動車リサイクル法は、平成 17 年 1 月から本格施行された。リサイクル料金は、ユーザーが新車購入時等に支払い、一般ユーザーにはリサイクル料金の預託について理解も進んでいる。

○県及び和歌山市は、関連事業者に対し、適宜立入検査等を実施し、適正処理の推進を図る。

○関連事業者及び一般ユーザーは、自動車リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努める。

【食品リサイクル法の推進】

(※食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食料品製造業及び外食産業等から排出される有機性廃棄物の大半が焼却処分等により、リサイクルがなされていないため、減量化及びリサイクルを積極的に推進する必要がある。また、ロンドン条約に基づき廃棄物の海洋投入処分が原則禁止になったことから、リサイクル等を推進し、なお処理できないものは適正に陸上処理するといった取り組みを推進することが重要である。

○県は、国と連携して食品リサイクル法の普及啓発に努めるとともに、有機性廃棄物の減量化・リサイクルが促進されるよう産業界、学識経験者と連携して排出抑制技術の開発及び技術情報提供に努める。

○市町村は、事業系一般廃棄物（ごみ）として排出される生ごみ等の有機性廃棄物の堆肥化等を推進するための施策を検討する。

○事業者は、有機性廃棄物の排出抑制に努めるとともに、排出時における分別、有効利用に取り組む。

2. 3 適正処理推進のための広域的な処理施設の確保

(1) 大阪湾フェニックス計画の推進

大阪湾フェニックス計画は、本県を含めた近畿 2 府 4 県 177 市町村が参画している事業であり、大阪湾広域臨海環境整備センターが大阪湾に広域処分場を設置して、対象区域から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分を行っている。

大阪湾フェニックス計画は、平成 18 年 3 月 27 日に基本計画の変更が環境大臣及び国土交通大臣から認可され、平成 18 年 10 月 30 日に実施計画が環境省及び国土交通省に提出された。これにより、平成 33 年度までの処理計画となり、本県においては、御坊圏域以北

の 19 市町が対象区域となって、安定的に処分できるエリアが広がった。

- 県及び関係市町は、大阪湾フェニックス計画を本県の最終処分機能の中核として位置づけ、今後もその推進に積極的に協力していく。
- 関係市町は、廃棄物の排出抑制を積極的に実施し、排出された廃棄物については中間処理により適正に処理して受入れ基準を遵守するとともに、最終処分量の減量化に努める。
- 事業者は、民間の最終処分場と併せて大阪湾フェニックス計画を有効に活用し、産業廃棄物の適正処理に努める。

(2) 紀南地域における公共関与による最終処分場整備事業の推進

大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の 11 市町村については、最終処分機能が不足し、多くの市町村が県外において最終処分を行っている。

本県においては、既に最終処分機能の中核と位置づけている大阪湾フェニックス計画と同様に紀南地域においても広域的で安定した最終処分機能の確保を行うため、県、市町村及び産業界が出資した財団法人紀南環境整備公社が廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を受けて、最終処分場整備事業を進めている。

- 県、構成市町村及び産業界は、広域的かつ安定的に処分できる最終処分場を早急に確保するため、積極的に財団法人紀南環境整備公社と連携して事業の推進に努める。
- 構成市町村は、排出抑制を積極的に行い、さらに排出された廃棄物は適切な中間処理を行い、最終処分量の減量化に努める。
- 事業者は、自らが適正処理するという基本原則を十分認識し、自己処理ができない場合は、財団法人紀南環境整備公社が整備する最終処分場を有効に活用する。
- 当該事業区域内の県民は、最終処分場の延命化のためにごみの減量化を積極的に進め、ごみとして排出する場合は、リサイクルできるよう徹底的に分別する。

(3) 一般廃棄物処理施設の確保

環境負荷低減、とりわけダイオキシン類対策として進められたごみ処理広域化計画を踏まえて、廃棄物処理施設の設置が望まれている。また、最終処分は、大阪湾フェニックス計画区域については、大阪湾フェニックス計画での最終処分を推進する。大阪湾フェニックス計画区域外のみなべ町以南の 11 市町村については、県外処分が多く、処分場を有していても残余量が逼迫していることから、早急に最終処分場を確保する必要がある。

- 県は、市町村に対してごみ処理広域化計画を踏まえた施設整備を積極的に進めるとともに、廃棄物の排出抑制を基本にした最終処分量の減量化の技術的助言を行う。
- 市町村は、廃棄物の排出抑制を進め、最終処分場の延命化を図るとともに、広域化計画を進めるために地域住民への周知及び理解を得るように努める。

(4) 産業廃棄物処理施設の確保

県は、平成 9 年から「和歌山県越境移動に関する指導要綱」に基づき、「産業廃棄物を持ち込ませない、なるべく持ち出さない」を方針として事業者を指導しているが、産業廃棄

物の中間処理及び最終処分の能力は十分満足できていない。特に県内において最終処分場が不足している現状に鑑み、今後も要綱に基づき、処分を目的とした産業廃棄物の持込は規制していくとともに、県内発生廃棄物の県内適正処理体制の構築を目指す。

- 県及び和歌山市は、事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物処理法の基準に照らし厳正に審査するとともに、設置者に対して法令を遵守するよう指導し、処理施設の円滑な確保を推進する。
- 排出事業者は、自らの責任において、資源化、減量化、無害化、適正処分できる廃棄物処理施設の確保に努める。
- 排出事業者及び排出事業者の委託を受けて産業廃棄物の処理を行う業者は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする時、事前に廃棄物処理法をはじめとする諸法令の規制内容や、周辺地域の生活環境上の影響を把握するとともに、地元自治体、住民に事業内容を十分に説明し信頼が得られるように努める。

(5) し尿及び生活排水対策の推進

し尿や生活雑排水対策については、地域の実状に応じた市町村等の各設置主体による処理施設の整備を図り、公共用水域等への環境影響の低減に努める。

- 県及び市町村は、合併浄化槽、農業集落排水処理施設、公共下水道等を地域の実状に応じて選択し、施設整備を進める。
- 市町村は、し尿処理施設の清掃時に発生する清掃汚泥等がロンドン条約に基づき海洋投入処分禁止となったことを受けて、適正に陸上処理ができるように対応するとともに、し尿処理施設の故障により処理できなくなったし尿等を市町村間で連携して広域的に処理できる体制作りを努める。

2. 4 特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進及び処理能力の確保

(1) 感染性廃棄物適正処理の推進

感染性廃棄物については、医療行為に伴って不可避に排出されるものであり、高齢化が進むことにより、排出量の増加が予想されることから、これまで以上に種類、性状に応じた回収、保管管理の徹底や、適正処理の推進が必要である。また、県内における処理能力が不足しており、適正処理ができる処理施設の確保も重要である。

- 病院、診療所、介護老人保健施設、試験研究機関等の感染性廃棄物を排出する事業所は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、事業所内での適正な回収、保管管理、許可業者への処理委託等により適正な処理を行うとともに、委託業者が適正に処理を実施しているか確認をし、自らの廃棄物の適正処理の把握に努める。
- 市町村及び医療機関は、在宅医療で使用される注射針等の医療廃棄物について、連携しながら一般廃棄物（ごみ）へ混入されることのないよう対策を実施する。

(2) PCB廃棄物対策

PCB廃棄物は、これまで処理施設の整備が進まなかったことから、保管が長期化し、不明・紛失が懸念されている。国では、*日本環境安全事業株式会社による施設整備を全国5カ所で行い、近畿圏のPCB廃棄物のうち、コンデンサ類、トランス類については、大阪市内の日本環境安全事業株式会社の処理施設で処理を行うこととしており、平成18年10月から処理が開始され、和歌山県内の廃棄物については、平成20年ごろから処理が開始される予定である。その他のPCB廃棄物については、現在、国がその処理方法、処理体制の検討を行っているところである。事業者は、PCB廃棄物を処理するまでの間、適正に保管する必要がある。

- PCB廃棄物の保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、適正な保管、処理に努める。
- 県及び和歌山市は、PCB廃棄物の保管を行っている事業者を把握し、適正な保管、処理を指導するとともに、PCB処理施設の整備が進むように近隣府県と連携し、国及び日本環境安全事業株式会社のPCB処理事業の推進に協力する。

*日本環境安全事業株式会社：旧環境事業団のPCB廃棄物処理事業等を承継して、平成16年4月1日に100%政府出資により設立され、国の監督のもとPCB廃棄物の処理を行う機関

(3) その他特別管理廃棄物適正処理の推進

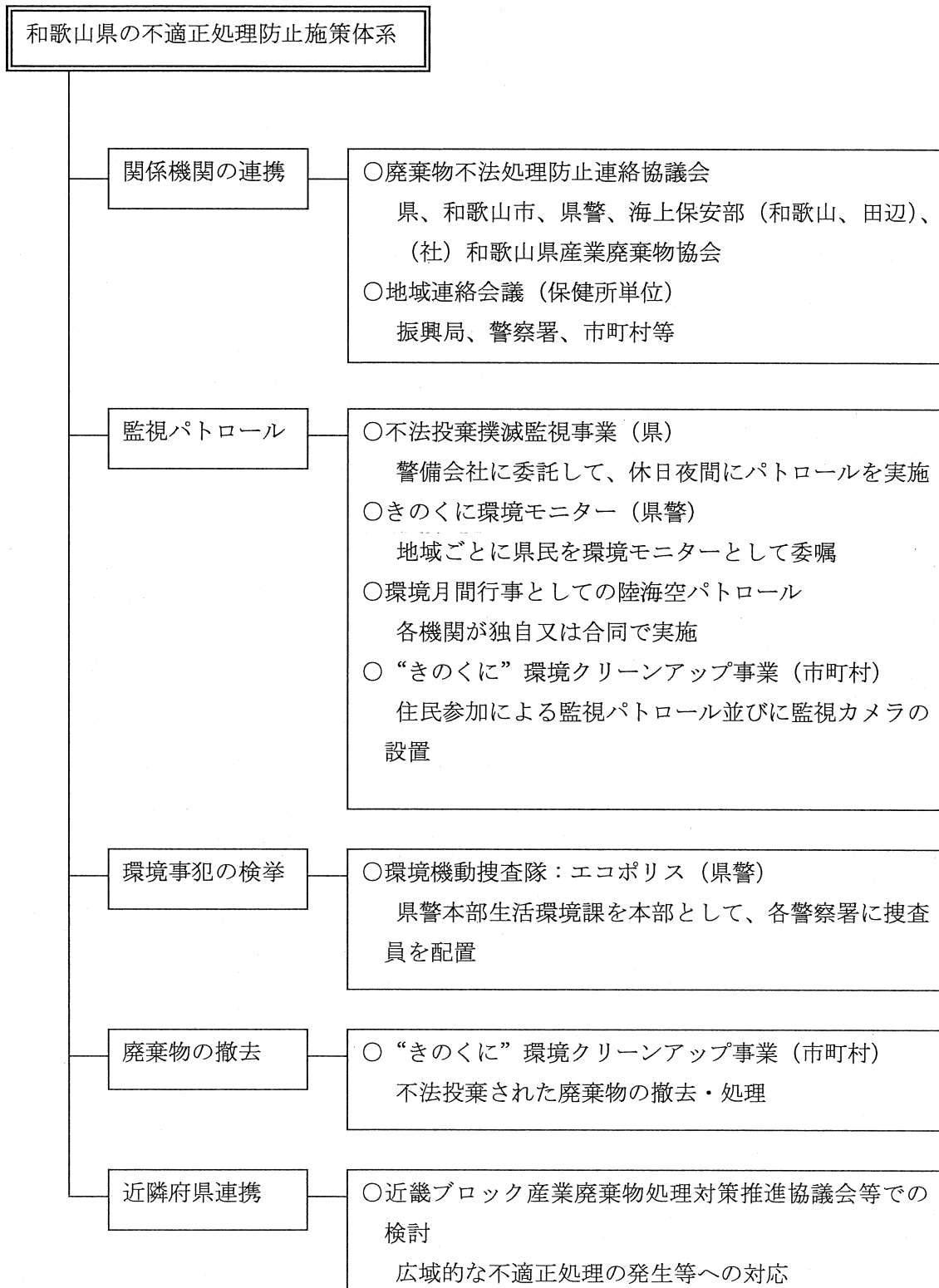
その他の特別管理廃棄物についても、周辺環境に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、適正処理を行うことが重要である。

- 県及び市町村は、特別管理廃棄物が適正に処理されるよう排出事業者等に対し必要な助言等を行う。
- 特別管理廃棄物を排出する事業者は、処理委託業者が適正に処理しているか確認し、自らの廃棄物の適正処理に努める。

2. 5 不法投棄等不適正処理対策の充実

(1) 警察・行政機関・県民の連携強化による監視体制等の充実

県、警察、市町村、県民が連携し、不適正処理の撲滅に関する取り組みを進める。



(2) 生活環境保全上の支障の除去

不法投棄等の不適正処理が発生した場合、事案によっては、環境への影響が甚大で早急に対処しなければならない場合があり、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合がある。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要がある。

○県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、環境への影響を最小限にし、県民の生命及び財産を守るため、連携して迅速にあらゆる手段を講じるよう努める。

○県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、行為者を徹底的に究明するとともに、必要に応じて行為者、行為者に廃棄物処理を委託した排出事業者及び当該処理に関与した者に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を実施し、廃棄物の撤去等支障の除去を命じる。なお、悪質な業者に対しては、刑事告発を行うなど厳正に対処する。

(3) 排出事業者・処理業者の適正処理の推進

○排出事業者・処理業者は、事業所内での廃棄物の分別保管の徹底、処理施設の適正な維持管理を行う。

○県及び市町村は、排出事業者及び処理業者に対し適正処理推進のための啓発を行うとともに、適宜立入調査を実施することにより施設の維持管理状況を把握し、不適切な状況が見受けられる場合は、是正を指導するとともに必要に応じ廃棄物処理法に基づく改善命令を実施する。

(4) 土地の所有者等の責任の徹底

不法投棄等の不適正処理事案は、当然その実行者に責任が帰すべきものであるが、土地の管理の徹底により未然に防げる事例も多いことから、普及啓発を推進する必要がある。また、土地の所有者等が不法投棄を容認、あるいはその管理に重大な過失がある場合においては、土地の所有者等も廃棄物の撤去に関し、一定の責任を負う必要がある。

○土地を所有あるいは管理しているものは、常日頃から土地を清潔に保つとともに、不法投棄等の不適正処理が行われないよう適正な管理に努める。

2. 6 災害廃棄物対策の策定

(1) 東南海・南海地震対策

近い将来、発生が想定されている東南海・南海地震は、地震の揺れ及び津波の被害が考えられ、地震発生後、大量に発生する廃棄物の対応を予め考えておく必要がある。また、衛生環境面から避難所等において発生するごみ及びし尿についても迅速に対応できるように準備する必要がある。

○県及び市町村は、災害発生時における廃棄物を広域的に処理できるよう計画を定めて常に対応できるように努める。

- 市町村は、し尿等について衛生環境上支障がないよう速やかに処理を行うとともに、管轄内で処理できない場合において、県を通じて社団法人和歌山県清掃連合会へ協力要請し、処理を行う。
- 廃棄物処理業者は、緊急車両の通路確保のために行う幹線道路における倒壊家屋の撤去及び災害廃棄物の集積場所の確保等について、協力要請があった際には、県及び市町村が行う取り組みに協力する。

(2) 台風等の風水害対策

台風や集中豪雨等の自然災害は、局地的に被害が集中する場合がある。このため、県を含めた各市町村間で連携をとり、早急に対応をとれるようにする必要がある。

- 県及び市町村は、発生した廃棄物を広域的に処理できるように協定等を締結して、生活環境保全対策を早急を実施する。
- 廃棄物処理業者は、災害廃棄物の除去及び処理等について、協力要請があった際には、県及び市町村が行う取り組みに協力する。

3. 1 関係者の役割

(1) 県民

- 消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、無駄な消費を抑え、ごみを減らすようライフスタイルの見直しに努めるとともに、消費行動の際にも再生品を利用するなど資源の循環に努める。
- 廃棄物を排出する際には、適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。
- 廃棄物の処理やリサイクルには処理費用が発生することを理解し、その費用負担に協力する。
- 自らが排出したごみは、ごみ処理施設において適正に処理され、自らの生活環境が守られていることを認識し、その必要性、安全性等を十分理解するように努める。
- 産業廃棄物を排出する事業活動は、自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、産業廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- 不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- 自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

(2) 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

- 「拡大生産者責任」の原則の基、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について予め自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、使用済み製品の回収や再生原材料、再生品の活用等を実施し、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】
- 事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則の基、自らの責任において適正に処理する。【排出事業者】なお、特に年間1,000トン以上の産業廃棄物、もしくは年間50トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。
- 適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関して県及び市町村の施策に協力する。
- 産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担するとともに、自らの産業廃棄物が適正に処理されているか確認するように努める。
- 建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努めるとともに、施工にあたっては再生品が活用されるよう努める。

(3) 処理業者（排出事業者の委託を受けて適正処理を実施）

- 許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関連法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。
- 許可を受けた際に達成することとしている環境への影響は常に把握し、遵守するとともに、より影響を低減する措置を講ずるよう努める。
- 排出事業者から受託した業務を的確に行えるよう、組織及び施設を整備する。
- 排出事業者の処理業務を補完し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。
- 県及び社団法人和歌山県産業廃棄物協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。
- 適正処理のための費用等について、排出事業者の具体的な理解を得る。
- 県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。
- 県外で排出された産業廃棄物については、その受け入れを原則として禁止していることから、搬入しないように努める。
- 大規模災害により多量に発生する災害廃棄物の処理について、協力要請があった際には、県及び市町村等が行う取り組みに協力する。

(4) 市町村（一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施）

- 一般廃棄物処理計画を本計画の趣旨を踏まえて適宜見直しを実施するとともに、区域内の廃棄物の排出量等を常に把握し、計画の進捗と照らし合わせて適切な施策を実施する。
- ごみ処理の有料化等、ごみの減量化施策について検討するとともに、ごみ処理経費の削減についても検討する。
- 区域内における一般廃棄物（ごみ）の排出抑制に関する住民の自主的な取り組みを促進する等、ごみ減量化の推進に必要な施策を実施する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物（ごみ）の再生利用により、一般廃棄物（ごみ）の循環的利用に努める。
- 処分しなければならない一般廃棄物（ごみ）について、最大限中間処理を行い、ごみの減量化・減容化を適正に実施して最終処分量を減少し、最終処分場の延命化に努める。
- 自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任を持って対応する。
- ごみ処理広域化計画を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。
- 住民の生活環境の保全、地域の産業育成・支援の立場から中小企業が排出する産業廃棄物を一般廃棄物（ごみ）と併せて処理することを検討する。
- 地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- 不適正処理対策を徹底し、普及啓発を図るとともに、区域内の美化に努める。
- 自ら実施する事業については、環境に十分配慮する。

- 事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。
- 大規模災害に備えて、事前に策定する災害廃棄物処理計画を基に仮設トイレ等必要な資機材の備蓄に努める。
- 大規模災害発生時において、住民の生活環境の保全及び早期復興を図るため、県及び関係団体と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するよう努める。

(5) 和歌山市（政令市：産業廃棄物行政についても適正処理を推進）

- 産業廃棄物行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、(4)の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。
- 区域内の産業廃棄物の排出量は、県内の半数以上を占めるため、排出量の減量化、リサイクルの推進を積極的に推進し、排出事業者及び処理業者の指導等、適切な施策を実施する。
- 県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

(6) 県（廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施）

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても減量化及び適正処理を推進する。

(環境生活部)

★循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、自動車リサイクル法、グリーン購入法を所管

★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施

- 庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。
- 市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的助言等を行う。
- 県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。
- 廃棄物の排出抑制、適正処理確保のため、県民、事業者の意識の啓発を図る。
- 廃棄物処理に関する情報の提供に努め、廃棄物処理に対する県民の理解を促進する。
- 事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。
- 大規模災害発生時に、市町村、関係団体及び近隣府県と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できるよう対応マニュアルを策定し、災害時の処理体制を整備する。

(総務部)

★物品の調達等を所管

★災害発生時の総合的な対策等を所管

○和歌山県グリーン購入推進方針に基づき、環境に配慮した物品調達を行う。

○大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、県、市町村、関係団体及び近隣府県が協力して災害廃棄物処理を円滑に行えるよう連絡調整を行う。

(企画部)

★県の基本計画策定、近隣府県等との広域的な連携に関する業務を所管

○近畿開発促進協議会等の場を通じ、近隣府県との調整、連携の強化に努め、廃棄物問題への広域的な対応を推進する。

(福祉保健部)

★医療機関の廃棄物処理を所管

○病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。

○廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

(商工労働部)

★地場産業の振興、新産業の創出支援等を所管

○地場産業である化学、繊維、染色、家具、和雑貨、食品製造等の事業者が排出する廃棄物について、適正処理を促進するための技術開発支援及びその事業化のための必要な支援を行う。

○企業の、環境に配慮した新製品及び新事業の創出を支援する。

(農林水産部)

★農林水産業に関する廃棄物対策を所管

★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管

○農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船・廃ボート、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。

○畜産農家の家畜糞尿について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を指導する。

○水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、関係事業者と連携し、適正処理を促進する。

○環境保全型農業を推進するため、バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、地域で発生する未利用有機性資源の利活用を進める。

○農林水産業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。

○公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

(県土整備部)

- ★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管
- ★都市計画法、建築基準法等廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管
- ★建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分）を所管
- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。
- 建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

(教育委員会)

- ★教育を所管
- ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

3. 2 計画の推進について

(1) 計画の周知

計画の円滑な推進のためには、関係者がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組む必要がある。

県は、市町村及び関係業界団体に、市町村は住民及び区域内の事業所に、業界団体は関係事業者それぞれ計画の周知を徹底し、その推進に努める。

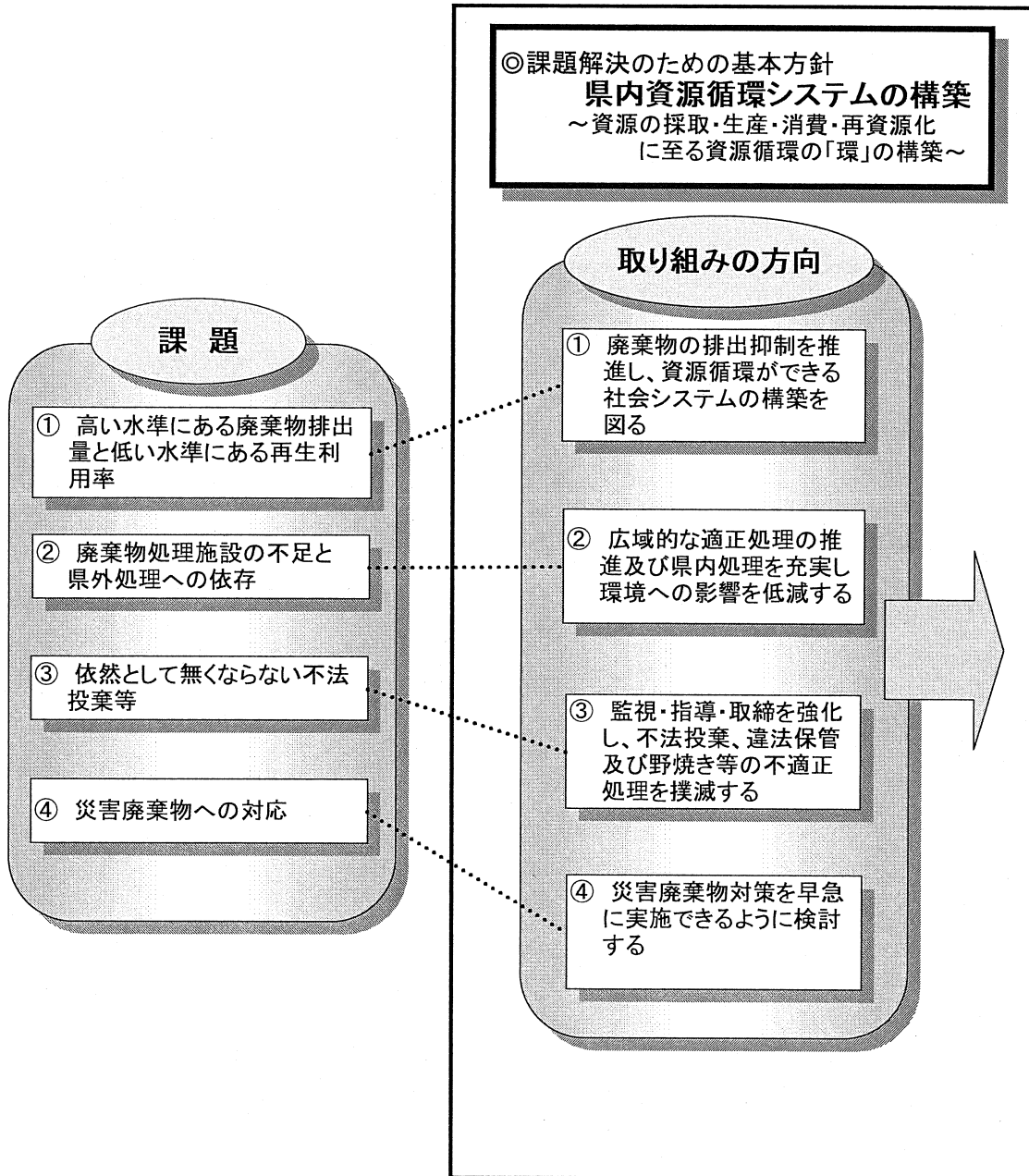
(2) 計画の進行管理

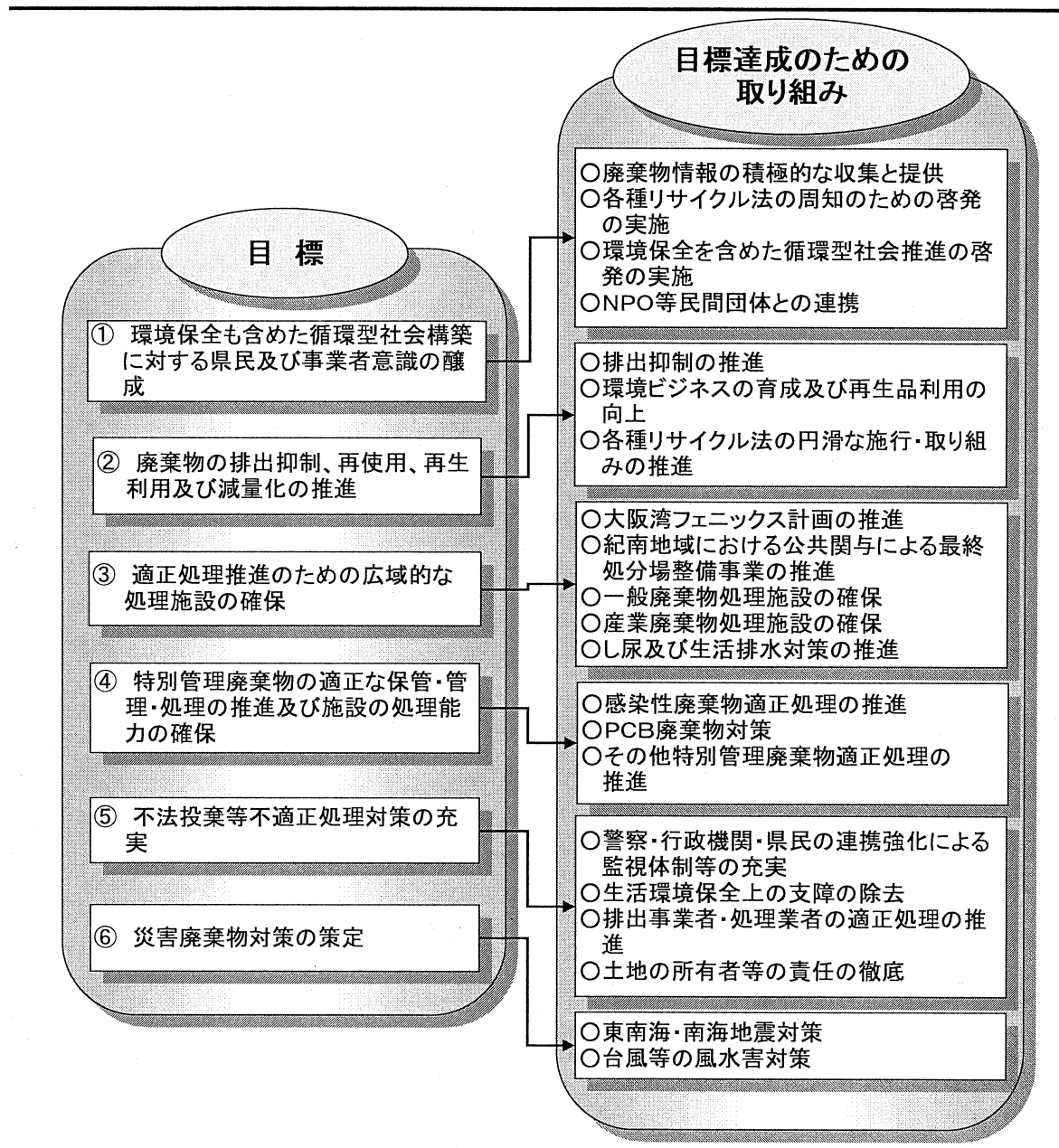
県は、県内の廃棄物の実態の把握に努め、定期的に目標値達成状況を検証、公表し、計画目標が達成できるよう適切な施策を実施する。

(3) 技術開発の推進・普及

行政機関、産業界、研究機関が連携し、環境保全に関する情報の交換、廃棄物処理に関する環境負荷の低減、廃棄物の再生利用等の新技術の開発を推進し、全国のモデルとなるような廃棄物関連技術の普及に取り組む。

第2次和歌山県廃棄物処理計画(案) の施策体系





4.1 用語の定義

(1) 廃棄物とは

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令・政令で定める廃棄物
- 生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除くごみ
- 特別管理廃棄物：廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

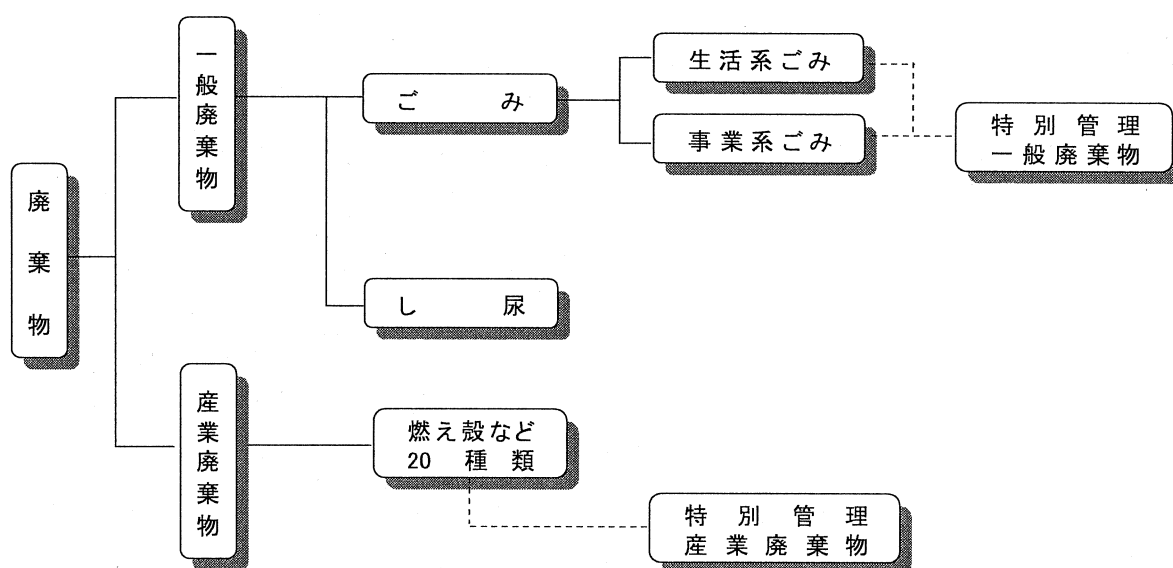
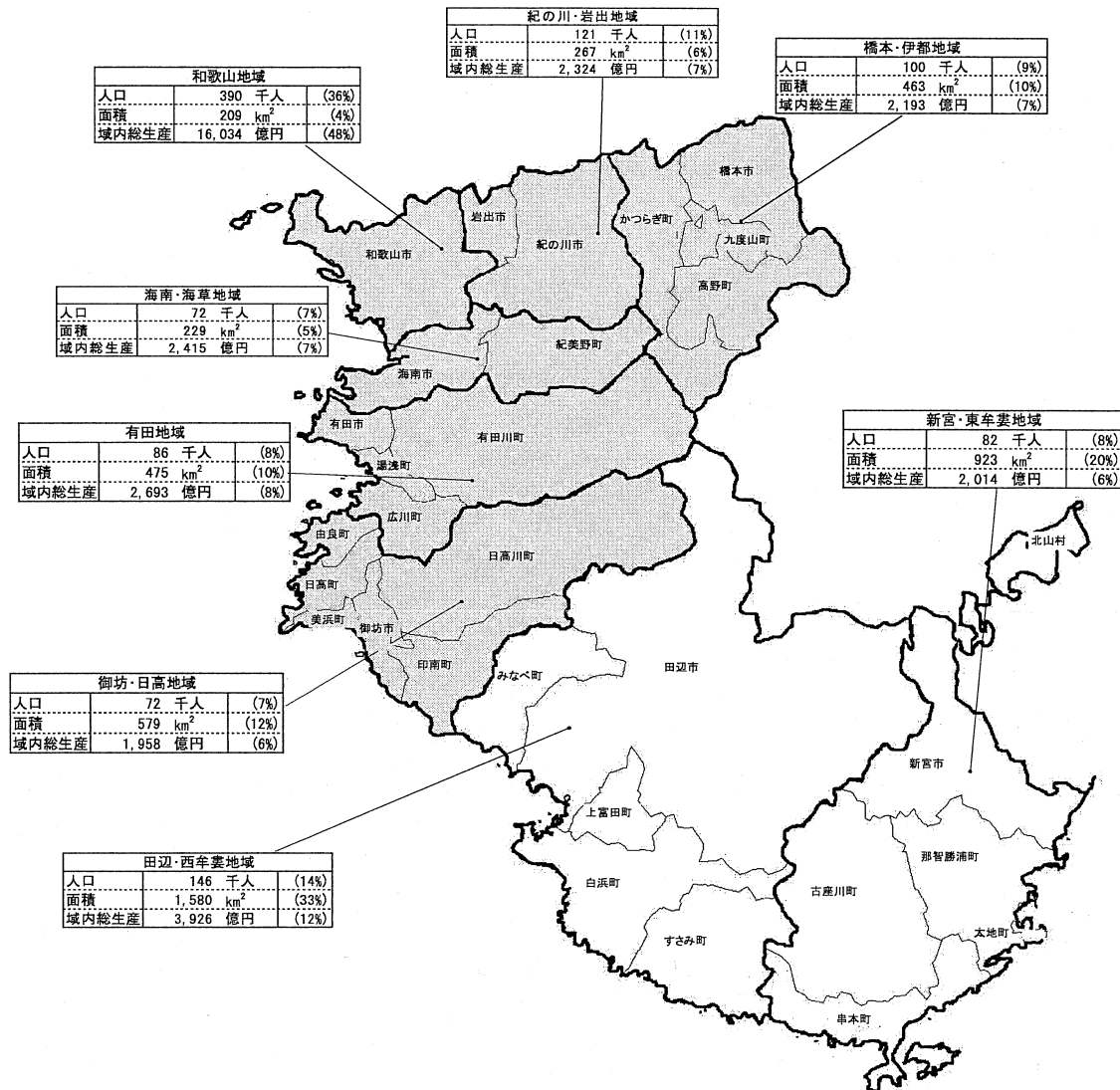


図14 廃棄物の分類

(2) 廃棄物の処理

- 排出量：事業所等から排出された産業廃棄物の量
市町村等による回収や市町村等へ直接搬入、自家処理された一般廃棄物の量
- 減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化（焼却、脱水等）された産業廃棄物の量
市町村等の中間処理施設で減量化された一般廃棄物の量
- 再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物の量
市町村等により再生利用された一般廃棄物の量
- 最終処分量：事業所等、廃棄物処理業者、市町村及び大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物の量

4. 2 計画の対象区域図



- 1) 網かけ部分の市町村は大阪湾フェニックス計画対象区域
- 2) 人口は一般廃棄物処理事業実態調査結果(平成17年度実績)を使用

図 15 対象区域図

4. 3 廃棄物処理の現状

(1) 本県の廃棄物の概要

平成17年度の1年間に和歌山県内で排出された廃棄物量は4,979千トンとなっている。

[排出状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の排出量は、428千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の排出量は、4,551千トンとなっている。

[処理状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の処理は、減量化量が311千トン、再生利用量が49千トン、最終処分量が67千トンとなっている。
- ・産業廃棄物の処理は、減量化量が1,787千トン、再生利用量が2,551千トン、最終処分量が213千トンとなっている。

(図 16)

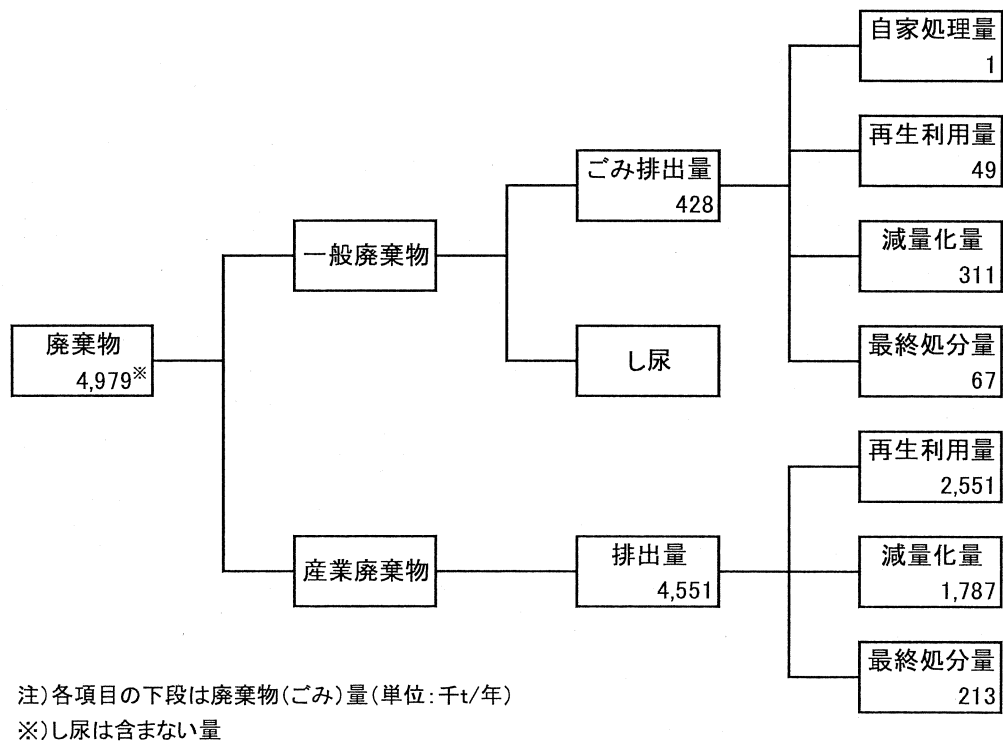


図 16 和歌山県の廃棄物の概要 (平成 17 年度)

(2) 廃棄物の排出状況

①排出概況

[一般廃棄物(ごみ)]

- ・排出量は、ここ数年減少傾向である。
- ・17年度の排出量は428千トンで、このうち一般家庭から排出される生活系ごみが308千トン(72%)、事業所から排出される事業系ごみが120千トン(28%)となっている。
- ・1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均より高くなっている。(図17、表1)

[産業廃棄物]

- ・排出量は平成8年度から平成12年度にかけて減少したが、平成17年度は増加している。
- ・17年度の排出量は4,551千トンで、このうち製造業が3,101トン(68%)、建設業が918千トン(20%)、その他の業種が532千トン(12%)となっている。
- ・1人1日あたりの排出量及び総生産あたりの排出量は、全国平均より高くなっている。

(図18、表1)

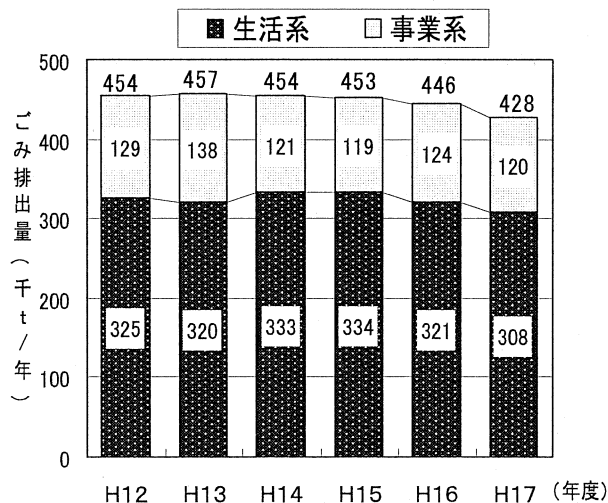


図17 一般廃棄物(ごみ)排出量の推移

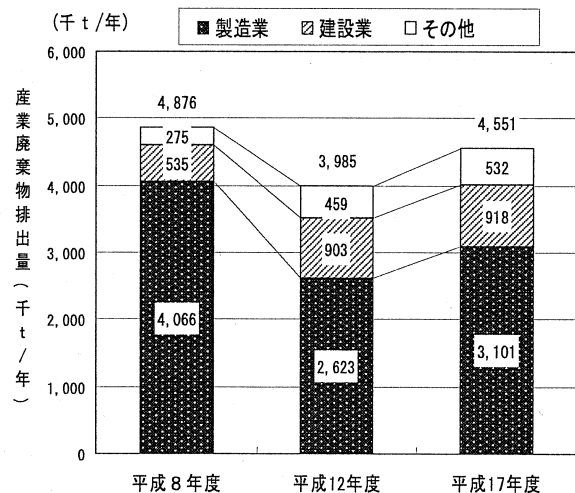


図18 産業廃棄物排出量の推移

表1 本県の廃棄物排出量と全国の比較(平成17年度)

		廃棄物排出量(千t)	1人1日あたりの排出量(g/人・日)	総生産あたりの排出量(t/億円)
一般廃棄物(ごみ)	和歌山県	428	1,097	13
	全国	50,587	1,086	10
産業廃棄物	和歌山県	4,551	11,651	136
	全国	412,000	8,845	83

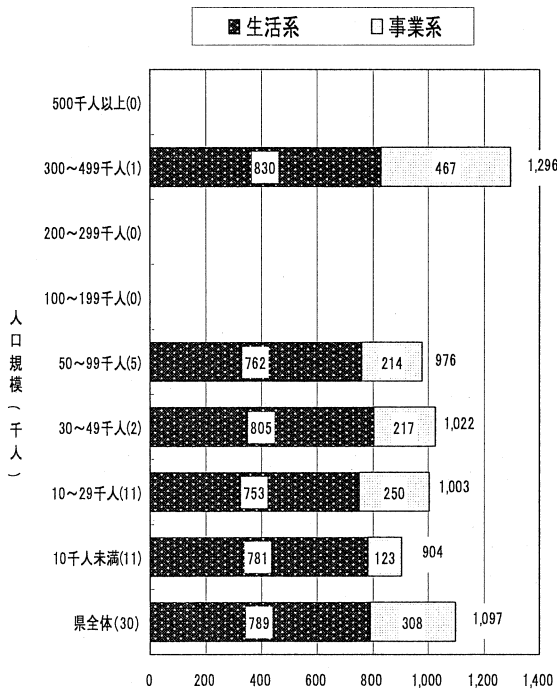
1) 全国の廃棄物排出量: 一般廃棄物(ごみ)は平成16年度値、産業廃棄物は平成15年度値

2) 総生産: 全国は4,935,532億円、和歌山県は33,556億円(ともに平成15年度値)

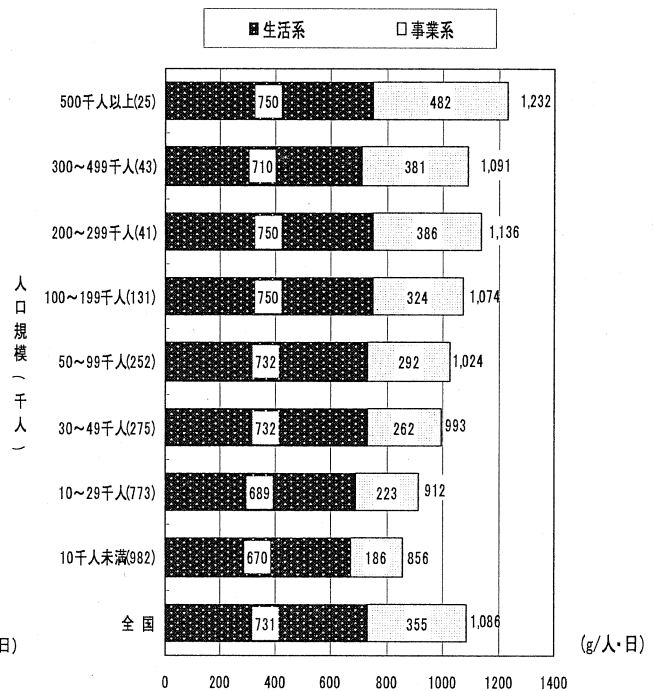
3) 総人口: 全国・一般廃棄物(ごみ)は127,687千人(平成16年度値)、全国・産業廃棄物は127,619千人(平成15年度値)
和歌山県は1,070千人(平成17年度一般廃棄物処理事業実態調査結果)

②一般廃棄物（ごみ）の排出量

- ・ 県民1人1日あたりのごみ排出量は1,097グラムで、生活系ごみが789グラム（72%）、事業系ごみが308グラム（28%）となっている。
- ・ 県民1人1日あたりのごみ排出量を全国値（平成16年度実績）と比較すると、本県の生活系ごみは58グラム多く、事業系ごみは47グラム少なくなっている。（図19）
- ・ 1人1日あたりのごみ排出量を地域別に見ると、和歌山地域が最も多く、橋本・伊都地域が最も少なくなっている。（図20）
- ・ 排出量を地域別に見ると、和歌山地域が最も多く、県全体の43%を占めている。（図21）



()内は市町村数

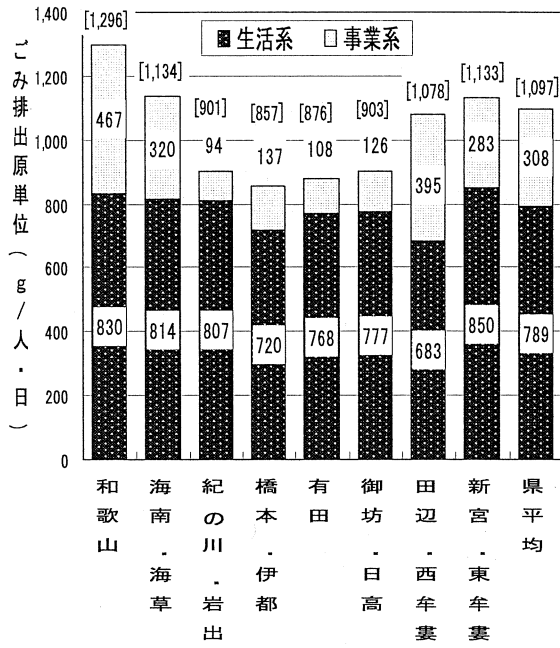


1) ()内は市町村数
2) 全国値は平成16年度実績

【和歌山県】

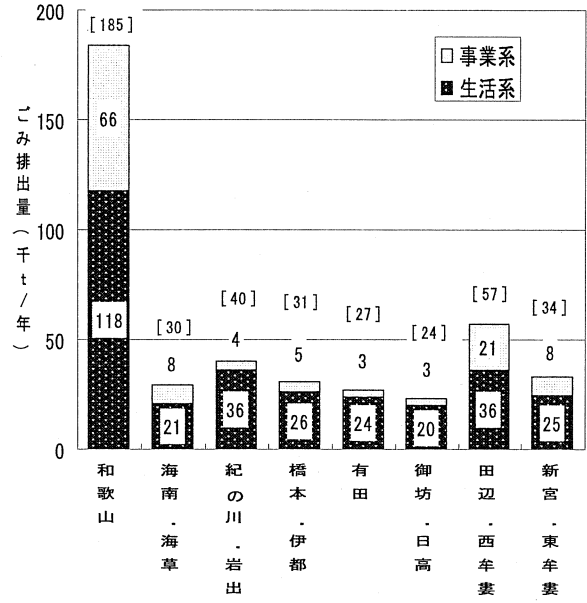
【全国】

図19 市町村の人口規模別のごみ排出量原単位の本県と全国（平成17年度）



注) []内は地域別のごみ排出原単位

図 20 地域別ごみ排出原単位
(平成 17 年度)



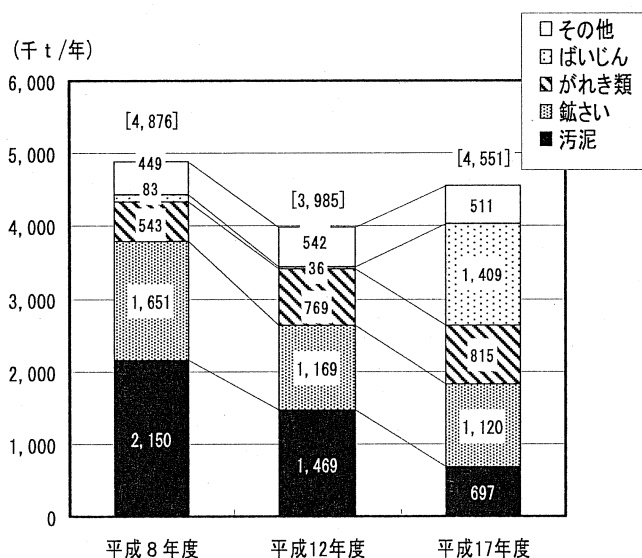
注) []内は地域別の排出量

図 21 地域別ごみ排出量
(平成 17 年度)

注) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

③産業廃棄物の排出量

- ・平成17年度の排出量は4,551千トンで、主な種類は、ばいじん、鉱さい、がれき類、汚泥となっている。ただし、平成12年度調査では「汚泥」とされていた廃棄物の一部(約70万トン)が、平成17年度には「ばいじん」として報告されている。(湿式集塵によるばいじんは汚泥状であるため、平成12年度調査時は一部の事業所で汚泥として報告されていた。)(図22)
- ・排出量を事業所の排出量層別にみると、年間1千トン以上を排出する事業所からの産業廃棄物が全体の77%を占めている。(図23)
- ・排出量を地域別にみると、和歌山地域が最も多く、県全体の77%を占めている。また、1人1日あたり及び地域内総生産あたりでも和歌山地域が最も多くなっている。(表2)



注)平成12年度調査では「汚泥」とされていた廃棄物の一部(約70万t)が平成17年度調査では「ばいじん」として報告されている。

図22 産業廃棄物の種類別排出量

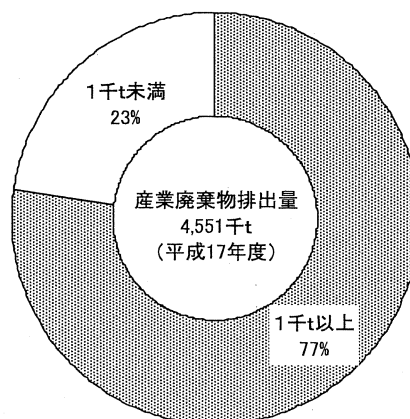


図23 排出量層別の排出量 (平成17年度)

表2 産業廃棄物の地域別排出量 (平成17年度)

地域	和歌山	海南・海草	紀の川・岩出	橋本・伊都	有田	御坊・日高	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁	県合計
廃棄物排出量(千t)	3,497	127	137	143	132	180	247	89	4,551
1人1日あたり排出量(g/人・日)	24,541	4,812	3,082	3,915	4,210	6,833	4,629	2,975	11,651
地域内総生産あたり排出量(t/億円)	218	52	59	65	49	92	63	44	136

(3) 廃棄物の処理状況

①処理概況

[一般廃棄物（ごみ）]

- ・平成17年度は再生利用量が49千トン（11%）、減量化量が311千トン（73%）、最終処分量が67千トン（16%）となっている。
- ・処理率を全国値（平成16年度実績）と比較してみると、再生利用率は2%低く、最終処分量は等しくなっている。（図24・26、表3）

[産業廃棄物]

- ・平成17年度は再生利用量が2,551千トン（56%）、減量化率が1,787千トン（39%）、最終処分量が213千トン（5%）となっている。
- ・処理率を全国値（平成15年度実績）と比較してみると、再生利用率は7%高く、最終処分量は2%低くなっている。（図25・27、表3）

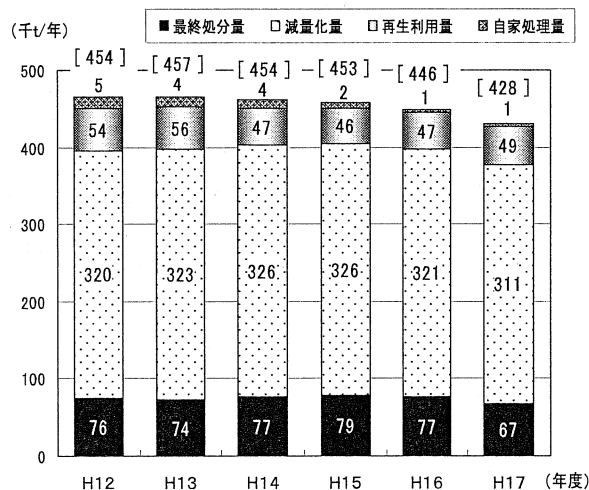


図24 一般廃棄物（ごみ）の処理量の推移

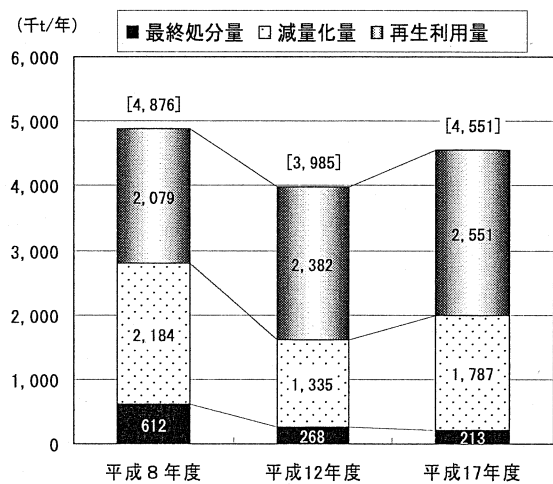


図25 産業廃棄物の処理量の推移

表3 廃棄物の処理量の本県と全国の比較（平成17年度）

		（単位：千t/年）			
		排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
一般廃棄物（ごみ）	和歌山県	428	49 (11%)	311 (73%)	67 (16%)
	全国	50,587	6,481 (13%)	35,883 (71%)	8,093 (16%)
産業廃棄物	和歌山県	4,551	2,551 (56%)	1,787 (39%)	213 (5%)
	全国	412,000	201,000 (49%)	180,000 (44%)	30,000 (7%)

- 1) ()内は対排出量比
- 2) 全国の廃棄物処理量：一般廃棄物（ごみ）は平成16年度値、産業廃棄物は平成15年度値
- 3) 一般廃棄物（ごみ）の排出量には自家処理量を含むため、処理の内訳と排出量が一致しない。
- 4) 各項目の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

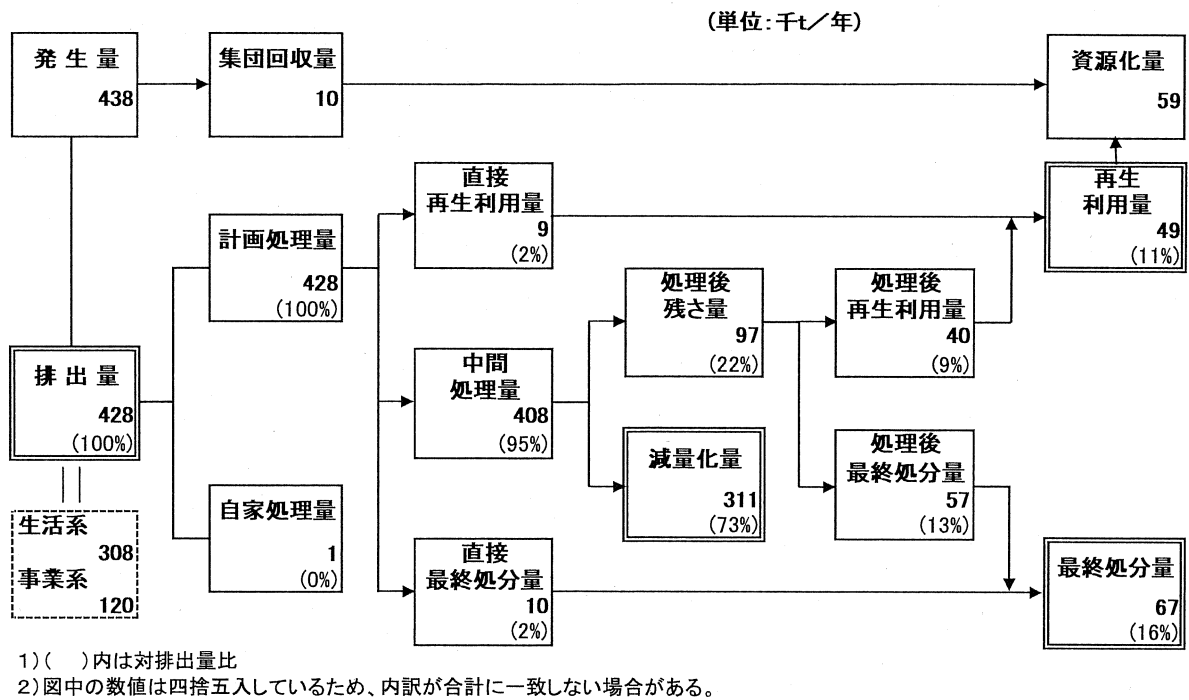


図 26 本県の一般廃棄物（ごみ）処理フロー（平成 17 年度）

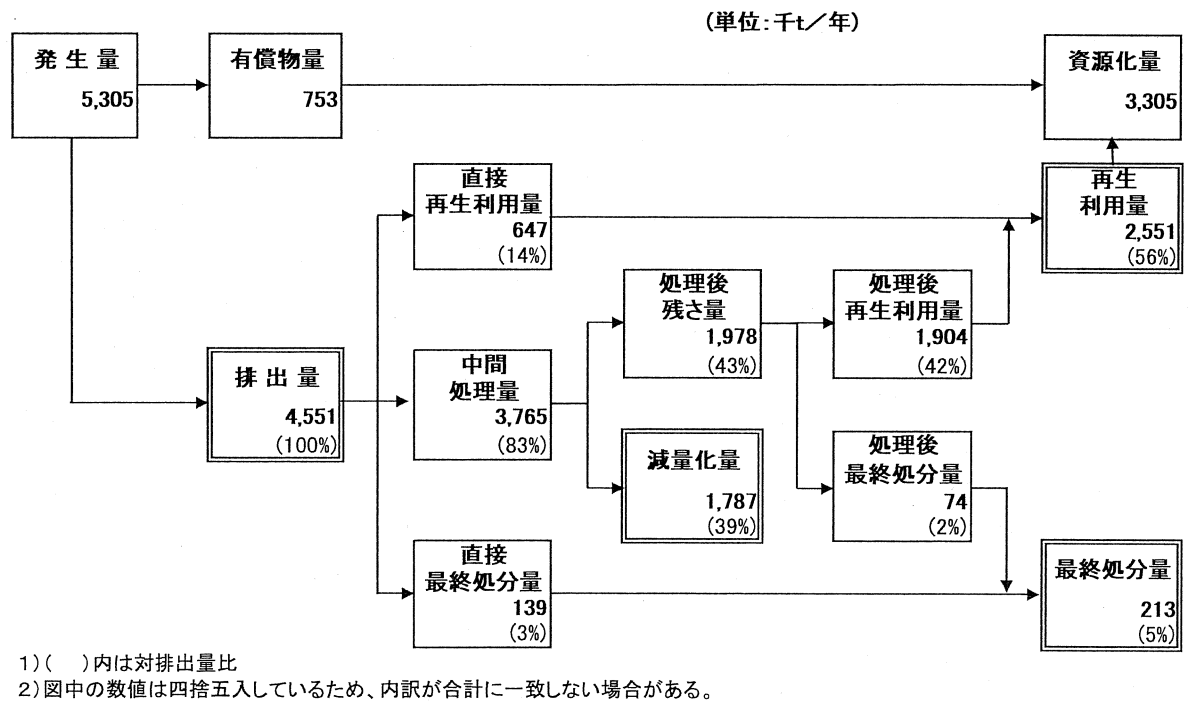
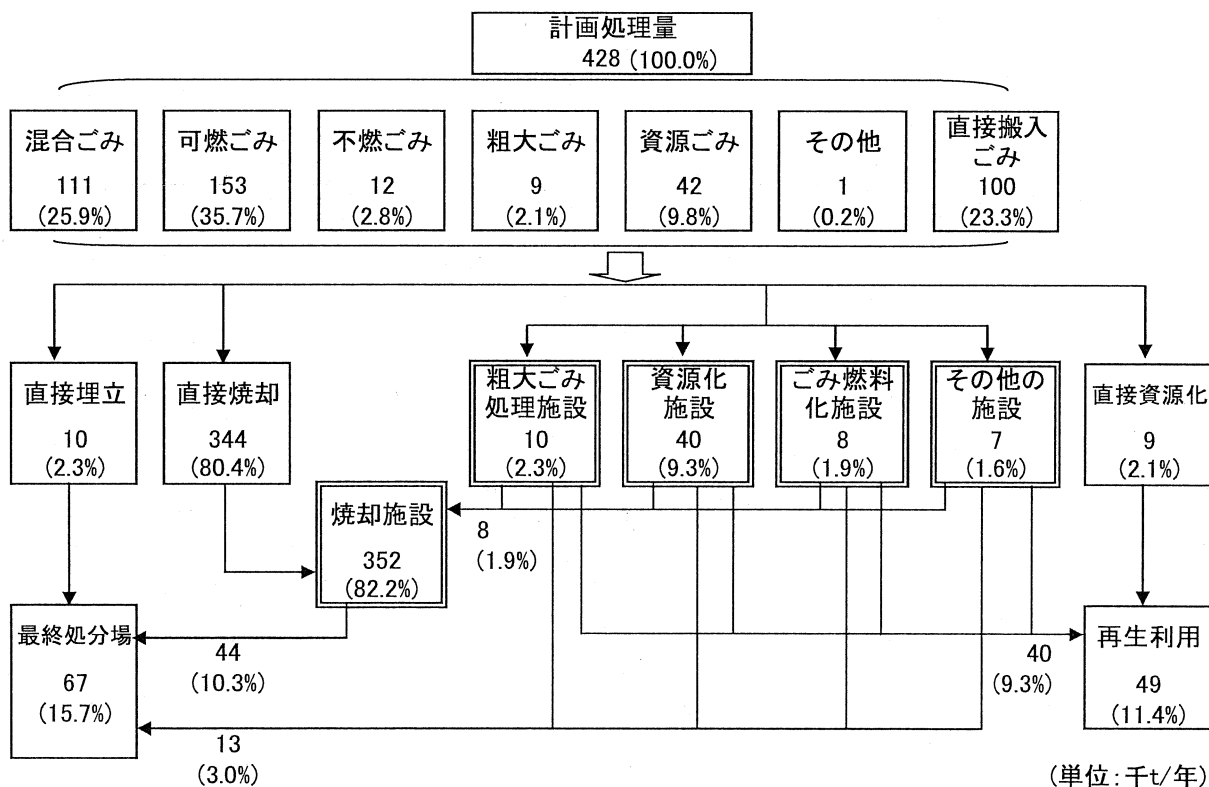


図 27 本県の産業廃棄物処理フロー（平成 17 年度）

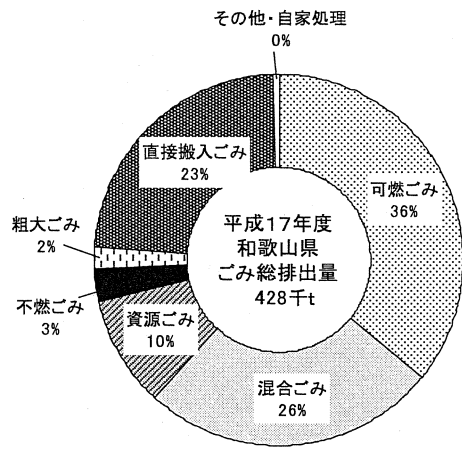
②一般廃棄物（ごみ）処理の現状

- ・計画処理量（自家処理を除く）の82%が焼却処理されており、焼却処理された焼却灰の全量が最終処分されている。（図28）
- ・ごみ収集の内訳をみると、可燃ごみが36%、混合ごみが26%となっており、混合ごみの割合が全国値と比較して多くなっている。（図29）
- ・資源化量（市町村等による再生利用と集団回収の合計）は59千トンで、内訳を見ると、紙類が37%、金属類が24%、ガラス類が13%等となっている。（表4・図30）
- ・最終処分量67千トンのうち、24千トンが市町村が設置する処分場での処分、40千トンが大阪湾フェニックスでの処分、3千トンが県外処分となっている。（表5）

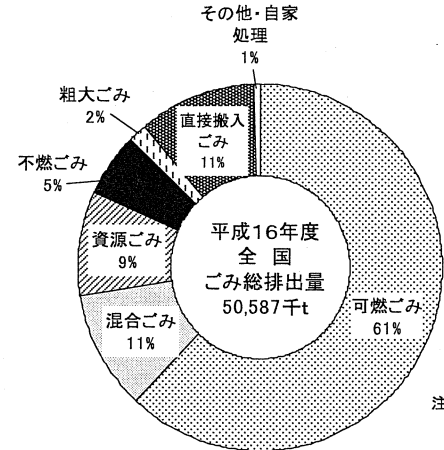


- 1) ()内は対排出量比
- 2) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図28 一般廃棄物（ごみ）の中間処理の状況（平成17年度）



【和歌山県】



【全国】

注)全国は平成16年度値

図 29 ごみ収集の本県と全国の比較 (平成 17 年度)

(単位:千t/年)

	市町村	集団回収	合計
紙	13.0	9.0	22.0
金属	14.3	0.1	14.3
ガラス	7.9	0.0	7.9
PET	1.7	0.0	1.7
プラ	6.1	0.0	6.1
布類	0.4	1.0	1.4
その他	5.9	0.0	5.9
合計	49.3	10.0	59.2

注)四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

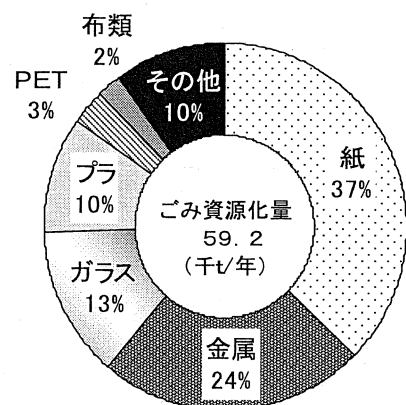


表 4・図 30 ごみ資源化の内訳 (平成 17 年度)

表 5 最終処分量の処分先地域 (平成 17 年度)

(単位:千t/年)

地 域	域内小計	処分先			計
		自己処分場	県内委託	大阪湾フェニックス	
和歌山	27.9	-	-	27.9	27.9
海南・海草	7.4	4.4	-	3.0	7.5
紀の川・岩出	4.8	-	-	4.8	4.8
橋本・伊都	5.3	3.5	-	1.8	5.5
有田	3.8	1.1	0.2	2.5	3.8
御坊・日高	2.9	2.9	-	-	2.9
田辺・西牟婁	10.7	10.7	0	-	11.1
新宮・東牟婁	1.7	1.7	-	-	3.9
計	64.5	24.3	0.2	40.0	67.3

注)四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

③家電リサイクル法施行による一般廃棄物（ごみ）処理量への影響

- ・平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、同法のルートにより法対象廃家電（エアコン・テレビ・冷蔵（凍）庫・洗濯機）は市町村を介さず処理されている。一般廃棄物処理量は市町村の処理量を基にしているため、同法施行の影響により一般廃棄物（ごみ）の再生利用率等が見かけ上減少している。（図31）
- ・平成14年度に策定した平成22年度の処理目標値は、同法施行前の平成12年度実績を基にしているため、同法施行による一般廃棄物（ごみ）処理量への影響の大きさを試算した。その結果、再生利用率への影響は1%未満（約0.6%）と推定され、目標値との比較等にそれほど大きい影響はないと考えられる。（表6・7）

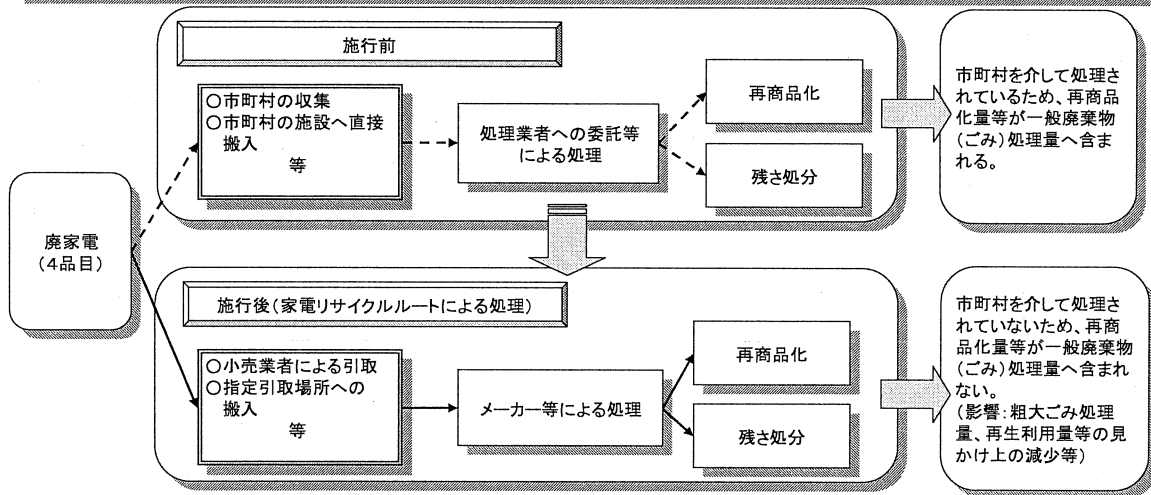


図 31 家電リサイクル法施行による市町村の一般廃棄物（ごみ）処理量への影響

表 6 県内の家電4品目引取台数に基づく推定処理量（平成17年度）

	エアコン	テレビ	冷蔵(凍)庫	洗濯機	4品目計
指定引取場所引取台数(千台)	20.6	35.8	24.6	24.2	105.2
処理量(t)	886	1,002	1,427	750	4,065
再商品化量(t)	744	772	942	563	3,021

(参考) 家電4品目の1台あたりの重量と再商品化率（表6の推定資料）

	エアコン	テレビ	冷蔵(凍)庫	洗濯機
家電1台あたりの重量	43kg	28kg	58kg	31kg
再商品化率	84%	77%	66%	75%

1) 家電1台あたりの重量は平成17年度の全国処理台数及び処理重量から算出

2) 再商品化率は平成17年度の全国実績値

表 7 家電リサイクル法施行による一般廃棄物（ごみ）再生利用率への影響（平成17年度）

	排出量(千t) (a)	再生利用量(千t) (b)	再生利用率(% (b/a)
実績 (家電リサイクル法による処理を含まない)	428.4	49.2	11.5
推計 (家電リサイクル法による処理を含む)	432.5	52.2	12.1
差 (家電リサイクル法の影響)	4.1(1%)	3.0(6%)	0.6

()内は実績に占める割合

④産業廃棄物処理の現状

【再生利用】

- 再生利用率を種類別にみると、家畜ふん尿、がれき類、鉱さい、金属くず、紙くずが高くなっている。(図 32)
- 再生利用率を業種別にみると、農林漁業、建設業が高くなっている。(図 33)
- 再生利用量の内訳を見ると、鉱さい、がれき類、ばいじんが主な種類となっており、業種別では製造業、建設業が全体の 90%以上を占めている。(図 34・35)
- 再生利用量の用途別内訳を見ると、約 3 割の廃棄物が土木・建設資材へ再生利用されており、その内訳はがれき類、鉱さいが主な種類となっている。(表 8)

【最終処分】

- 最終処分率を種類別にみると、ガラス陶磁器くず、感染性廃棄物、廃プラスチック類が高くなっている。(図 32)
- 最終処分率を業種別にみると、卸売・小売業、情報通信業、運輸業、サービス業が高くなっている。(図 33)
- 最終処分量の内訳を見ると、鉱さい、ガラス陶磁器くず、がれき類、汚泥、ばいじんが主な種類となっており、製造業が 70%以上を占めている。(図 36・37)
- 最終処分量のうち、20 千トン (9%) が県内処分、119 千トン(56%)が大阪湾フェニックスでの処分、74 千トン(35%)が県外処分となっている。(表 9)

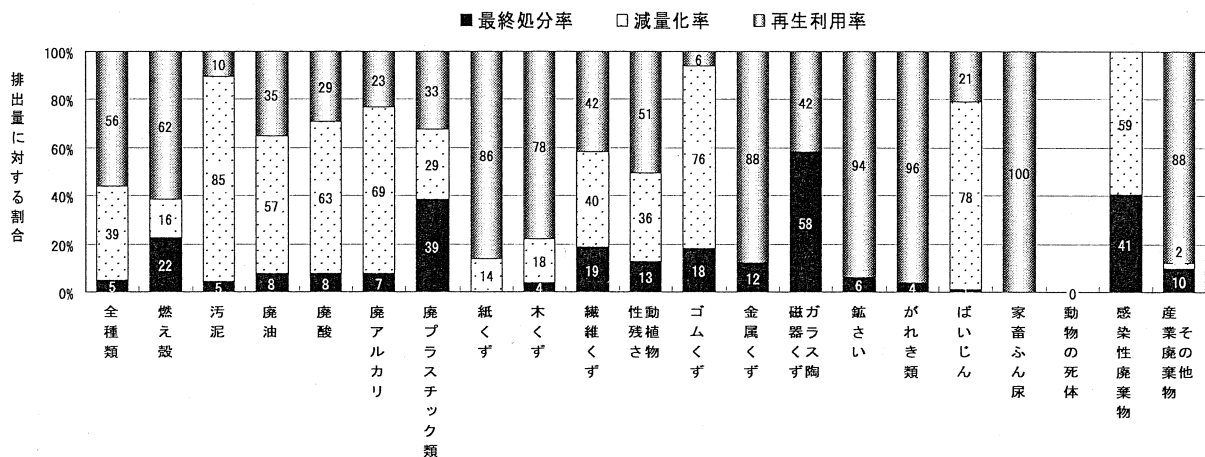


図 32 産業廃棄物の種類別処理率 (平成 17 年度)

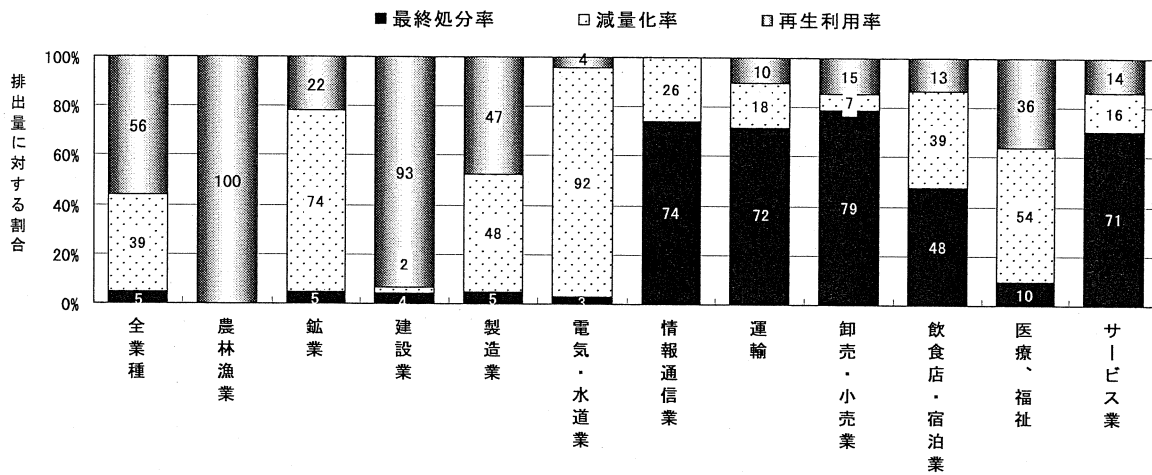


図 33 産業廃棄物の業種別処理率 (平成 17 年度)

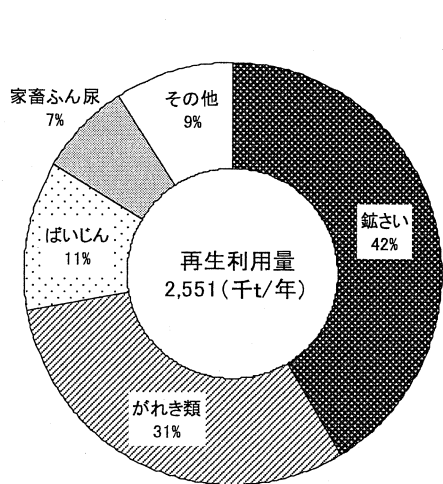


図 34 再生利用量の種類別内訳

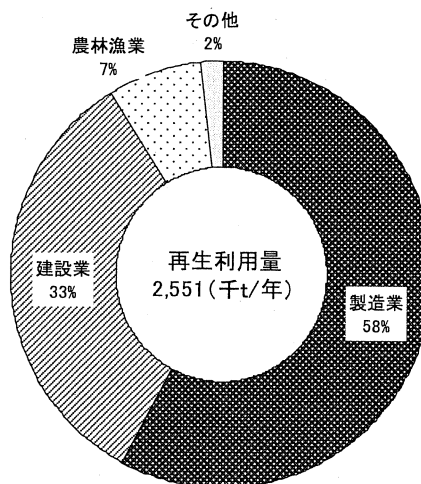


図 35 再生利用量の業種別内訳

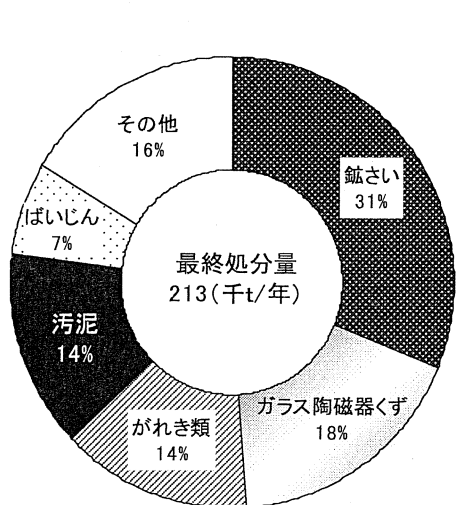


図 36 最終処分量の種類別内訳

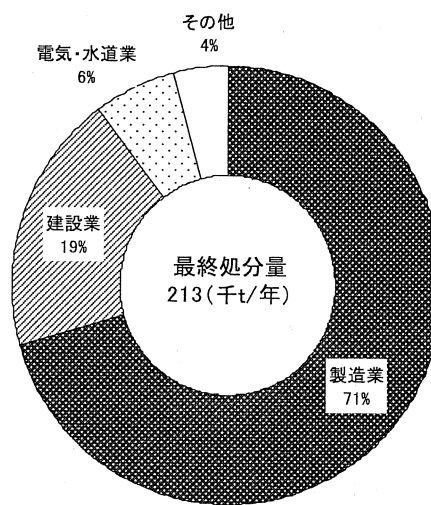


図 37 最終処分量の業種別内訳

表 8 再生利用量の用途別内訳

【種類別】

(単位:千t)

	鉄鋼原料等	土木・建設 資材	セメント原 材料	肥料・飼料	その他	合計
鋳さい	179(17%)	363(34%)	493(47%)	0(0%)	19(2%)	1,054(100%)
がれき類	0(0%)	319(41%)	8(1%)	0(0%)	458(58%)	785(100%)
ばいじん	262(89%)	0(0%)	24(8%)	0(0%)	7(3%)	293(100%)
家畜ふん尿	0(0%)	0(0%)	0(0%)	182(100%)	0(0%)	182(100%)
その他	14(6%)	35(15%)	3(1%)	8(3%)	177(74%)	237(100%)
合計	455(18%)	717(28%)	528(21%)	190(7%)	660(26%)	2,551(100%)

1) ()内は種類別の資源化用途の割合

2) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

【業種別】

(単位:千t)

	鉄鋼原料等	土木・建設 資材	セメント原 材料	肥料・飼料	その他	合計
製造業	451(31%)	385(26%)	519(35%)	5(0%)	112(8%)	1,472(100%)
建設業	3(0%)	328(38%)	8(1%)	2(0%)	513(61%)	854(100%)
農林漁業	0(0%)	0(0%)	0(0%)	182(99%)	1(1%)	183(100%)
その他	2(5%)	4(10%)	1(2%)	0(0%)	35(83%)	42(100%)
合計	455(18%)	717(28%)	528(21%)	189(7%)	661(26%)	2,551(100%)

1) ()内は種類別の資源化用途の割合

2) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

表 9 最終処分量の処分先 (平成 17 年度)

(千t/年)	計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	動物系固形不要物	感染性廃棄物	その他産業廃棄物	
最終処分量計	213	0	31	4	3	1	11	0	1	3	2	0	5	38	66	30	14	0	0	0	0	2	0
自己最終処分量	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
委託最終処分量	210	0	30	4	3	1	11	0	1	3	2	0	5	38	66	29	14	0	0	0	0	2	0
大阪湾フェニックス	119	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	62	7	14	0	0	0	0	0	0
処理業者等	91	0	21	4	3	1	11	0	1	3	2	0	5	12	4	22	0	0	0	0	0	2	0
県内(自治体含む)	17	0	2	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0
県外	74	0	19	4	3	1	8	0	1	3	1	0	5	9	4	16	0	0	0	0	0	2	0

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

⑤排出量層別にみた産業廃棄物の排出・処理の状況

【年間1千トン以上を排出する事業所】

- ・排出量を事業所の排出量層別にみると、年間1千トン以上を排出する事業所からの産業廃棄物が全体の77%を占めている。
- ・また、年間1千トン以上を排出する事業所の再生利用量は県全体の68%、最終処分量は72%を占めている。(図38)

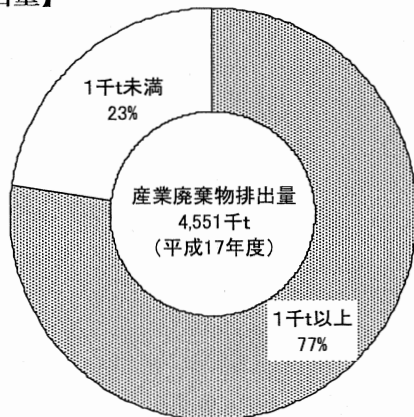
【鉄鋼業とその他の業種との比較】

- ・本県の基幹産業の1つである鉄鋼業は、基礎素材である鉄鋼材料を生産する基盤産業であり、生産時の副産物として鉱さいやばいじんが多量に発生するため、産業廃棄物の排出量が多く県全体の過半数を占めている。(図39)
- ・しかし、鉄鋼業と他の製造業の処理率を平成17年度実績で比較すると、再生利用率については鉄鋼業は53%、その他の製造業は18%であり、鉄鋼業が高くなっている。また、最終処分量については、鉄鋼業は4%、その他の製造業は9%であり、鉄鋼業が低くなっている。

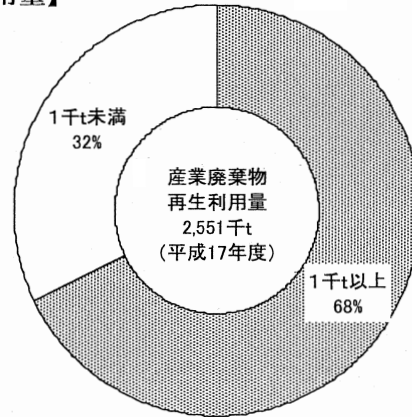
(表10)

- ・鉄鋼業を除く業種の排出量は、平成12年度比で31千トン減少しており、再生利用率は4%増加、最終処分量は66千トン減少している。(図40)

【排出量】



【再生利用量】



【最終処分量】

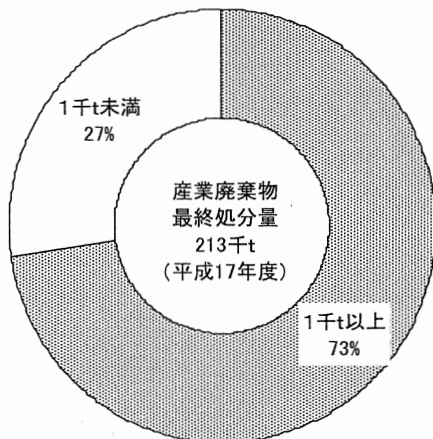


図38 排出量層別の産業廃棄物処理量等 (平成17年度)

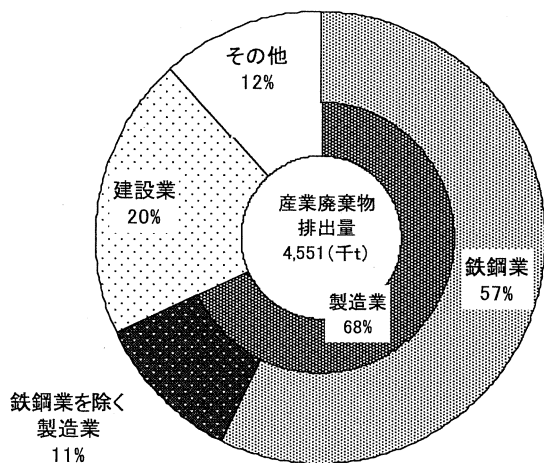


図 39 業種別の産業廃棄物排出量 (平成 17 年度)

表 10 鉄鋼業とその他の製造業の廃棄物処理率の比較 (平成 17 年度)

	再生利用率	減量化率	最終処分率
鉄鋼業	53%	43%	4%
鉄鋼業を除く製造業	18%	73%	9%

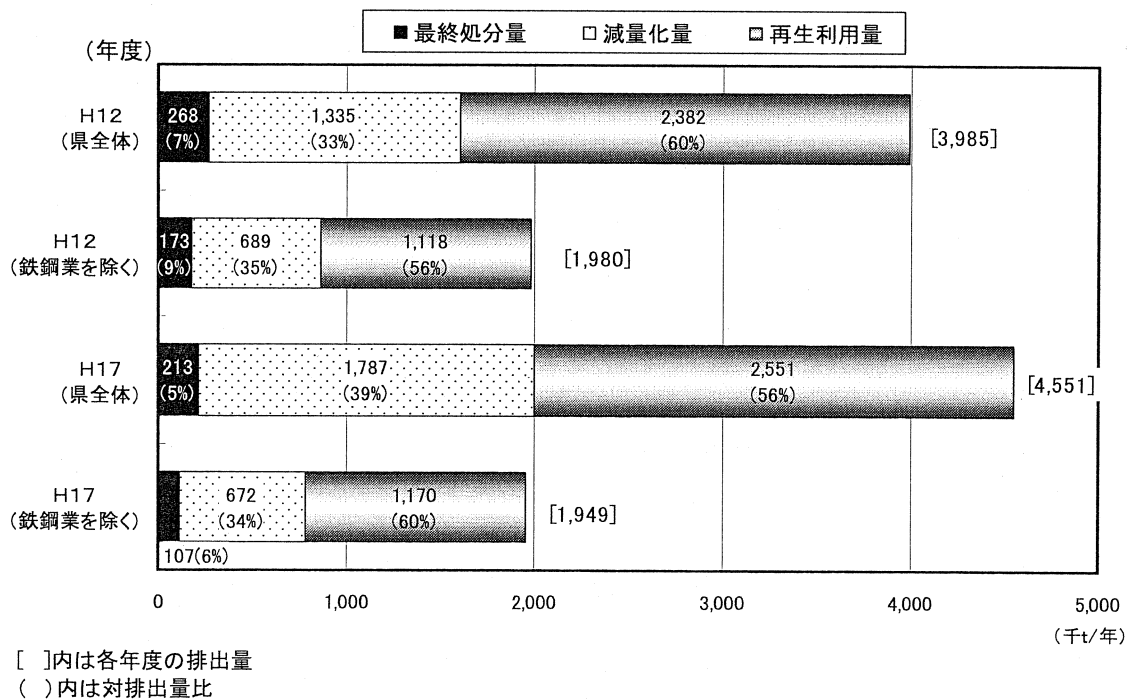


図 40 産業廃棄物処理量の推移

(4) 廃棄物処理施設の整備状況

①一般廃棄物処理施設の整備状況

- ・ごみ処理施設は、焼却等施設が 23 施設、粗大ごみ処理施設及び資源化等を行う施設が 17 施設となっている。(表 11・12)
- ・最終処分場は 16 施設あり、残余容量は 542 千 m³となっている。(表 13)
- ・し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、ここ数年減少傾向にあり、平成 17 年度は 532 千 kl である。(表 14)
- ・水洗化人口率及び汚水処理人口普及率は、着実に増加している。(図 41・42)

表 11 ごみ焼却等施設の整備状況 (平成 18 年 12 月時点)

		バッチ	准連続	全連続	その他	合計
ストーカ式	施設数	9	3	2		14
	(処理能力)	(184)	(179)	(500)		(863)
流動床式	施設数	1	5	2		8
	(処理能力)	(15)	(353)	(470)		(838)
固形燃料化	施設数				1	1
	(処理能力)				(6)	(6)
合計	施設数	10	8	4	1	23
	(処理能力)	(199)	(532)	(970)	(6)	(1,707)

1) ()内は施設の処理能力(t/日)

2)稼働中の施設のみ

表 12 焼却施設以外の中間処理施設 (平成 18 年 3 月末時点)

	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	合計
施設数	4	13	17
処理能力(t/日)	116	127	243

表 13 一般廃棄物最終処分場の整備状況 (平成 18 年 3 月末時点)

地域	施設数	残余容量 (千m ³) (a)	H17年度最終処分量 (千t/年)		残余年数 (a) / (b)
			(b)	うち大阪湾 フェニックス	
和歌山	-	-	28	28	
海南・海草	4	58	8	3	7
紀の川・岩出	-	-	5	5	
橋本・伊都	2	68	6	2	11
有田	2	83	4	3	21
御坊・日高	1	150	3	-	50
田辺・西牟婁	5	163	11	-	15
新宮・東牟婁	2	20	4	-	5
県全体	16	542	67	40	8

1)四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

2)残余年数は、1t/m³として算出

表 14 し尿処理状況

(単位:千kl/年)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
計画処理量	し尿処理施設	525.1	537.4	531.7	537.7	526.1
	(汲み取りし尿)	(300.7)	(256.5)	(247.9)	(238.3)	(214.3)
	(浄化槽汚泥)	(224.4)	(280.9)	(283.8)	(299.4)	(311.8)
	下水道投入	0.9	0.5	0.3	0.3	0.4
	(汲み取りし尿)	(0.7)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
	(浄化槽汚泥)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.2)	(0.3)
	海洋投入	3.6	2.8	13.2	1.5	4.0
	(汲み取りし尿)	(0.6)	(0.5)	(4.7)		(2.6)
	(浄化槽汚泥)	(3.0)	(2.3)	(8.5)	(1.5)	(1.5)
	小計	529.6	540.7	545.2	539.5	530.5
(汲み取りし尿)	(227.7)	(257.3)	(252.8)	(238.4)	(216.9)	
(浄化槽汚泥)	(301.9)	(283.4)	(292.5)	(301.1)	(313.6)	
自家処理量		3.7	2.6	1.9	1.7	1.5
(汲み取りし尿)		(3.7)	(2.6)	(1.9)	(1.6)	(1.5)
(浄化槽汚泥)					(0.1)	(0)
し尿処理量合計		533.3	543.3	547.1	541.2	532.0
(汲み取りし尿)		(231.4)	(259.9)	(254.7)	(240.1)	(218.4)
(浄化槽汚泥)		(301.9)	(283.4)	(292.5)	(301.1)	(313.6)

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

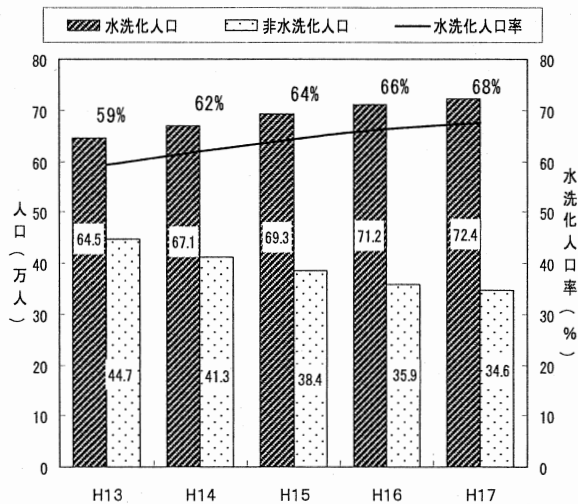
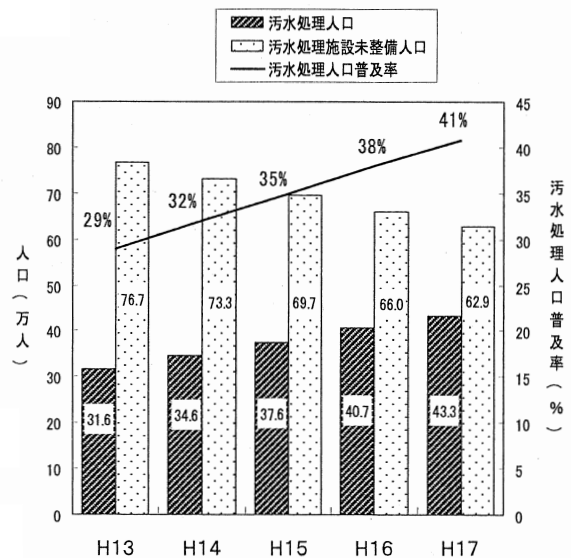


図 41 水洗化状況の推移



注) 県総人口には、総務省発表の住民基本台帳人口を使用

図 42 汚水処理人口普及状況の推移

②産業廃棄物処理施設の整備状況

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可件数は178件であり、事業者が設置する施設に係る許可が59件、処理業者が設置する施設に係る許可が119件(うち3件は公共機関)となっている。
- ・最終処分場は12施設、残余容量は482千m³となっており、処理業者の設置している最終処分場は全て安定型となっている。
- ・最終処分場の残余容量のうち、事業者が自ら設置している処分場を除く残余容量は389千m³となっている。(表15・16)

表15 産業廃棄物処理施設の設置許可件数(平成18年3月末時点)

処理施設	許可件数			和歌山市			合計
	和歌山県(和歌山市を除く)			事	処	計	
汚泥の脱水施設		3	3	21	3	24	27
汚泥の乾燥施設(機械)							0
汚泥の乾燥施設(天日)		1	1	14	1	15	16
汚泥の焼却施設				3	2	5	5
廃油の油水分離施設		1	1	1		1	2
廃油の焼却施設				1	2	3	3
廃酸・廃アルカリの中和施設				3		3	3
廃プラスチック類の破砕施設		5	5		11	11	16
廃プラスチック類の焼却施設	1		1	4	2	6	7
木くず・がれき類の破砕施設	8	58(1)	66		15	15	81
コンクリート固化施設	1		1				1
水銀ばい焼施設							0
シアン分解施設							0
PCB焼却施設							0
PCB分解施設							0
PCBの洗浄又は分離施設							0
その他の焼却施設	1	2	3		2	2	5
遮断型最終処分場							0
安定型最終処分場	1	10(2)	11				11
管理型最終処分場							0
合計	12	80(3)	92	47	38	85	177

1) 事=事業者が設置する施設、処=処理業者が設置する施設

2) ()内は、公共機関が設置する施設

表16 産業廃棄物最終処分場の残余容量と施設数(平成18年3月末時点)

地域	(残余容量の単位:千m ³)							
	県全体		公共		処理業者		事業者	
	施設数	残余容量	施設数	残余容量	施設数	残余容量	施設数	残余容量
和歌山								
海南・海草								
紀の川・岩出	8	337			8	337		
橋本・伊都								
有田								
御坊・日高	1	0	1	0				
田辺・西牟婁	1	93					1	93
新宮・東牟婁	1	52	1	52				
計	11	482	2	52	8	337	1	93

注) 設置許可がある最終処分場のみ

(5) 廃棄物の広域移動状況

①一般廃棄物（ごみ）の広域移動状況

- ・ 県域を越えた最終処分量は、大阪湾フェニックスへ 40.0 千トン、県外の民間業者へ 2.7 千トンとなっている。（表 17）
- ・ 県域を越えた中間処理量は 15.6 千トンとなっており、うち資源化量は 5.0 千トンとなっている。（表 18）

表 17 県域内外でのごみ最終処分量（平成 17 年度）

(単位:千t/年)

地域	県内	フェニックス	県外	計
和歌山	0.0	27.9	0.0	27.9
海南・海草	4.4	3.0	0.0	7.5
紀の川・岩出	0.0	4.8	0.0	4.8
橋本・伊都	3.5	1.8	0.2	5.5
有田	1.3	2.5	0.0	3.8
御坊・日高	2.9	0.0	0.0	2.9
田辺・西牟婁	10.7	0.0	0.3	11.1
新宮・東牟婁	1.7	0.0	2.2	3.9
計	24.5	40.0	2.7	67.3

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

表 18 県域内外でのごみ中間処理量（平成 17 年度）

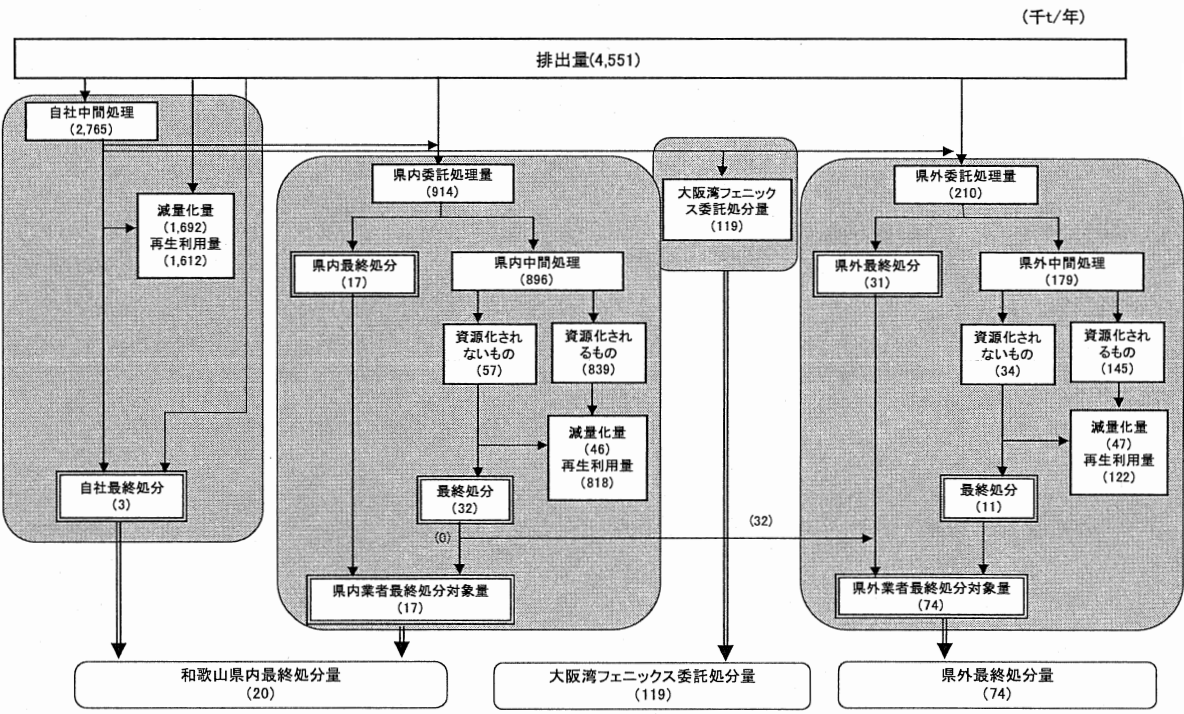
(単位:千t/年)

地域	県内	県外		計
			(うち資源化)	
和歌山	184.5			184.5
海南・海草	24.7	0	0	24.7
紀の川・岩出	37.2	0	0	37.2
橋本・伊都	22.8	5.2	0.8	28.0
有田	27.3			27.3
御坊・日高	23.7			23.7
田辺・西牟婁	50.8	0.7	0.7	51.5
新宮・東牟婁	21.6	9.7	3.5	31.3
計	392.6	15.6	5.0	408.3

注) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

②産業廃棄物の広域移動状況

- ・ 県外へ直接搬出された量は210千トン、県内の中間処理業者で処理された後、最終処分のため県外へ搬出された量は32千トンとなっており、総量で243千トンが県外処理されている。
- ・ 大阪湾フェニックスへの搬入量は119千トンとなっている。(図43、表19)
- ・ 汚泥等の管理型最終処分場を必要とする廃棄物は、県外に搬出される割合が高くなっている。(図44)



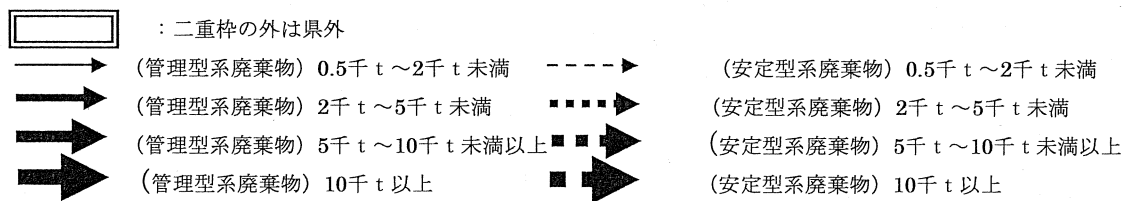
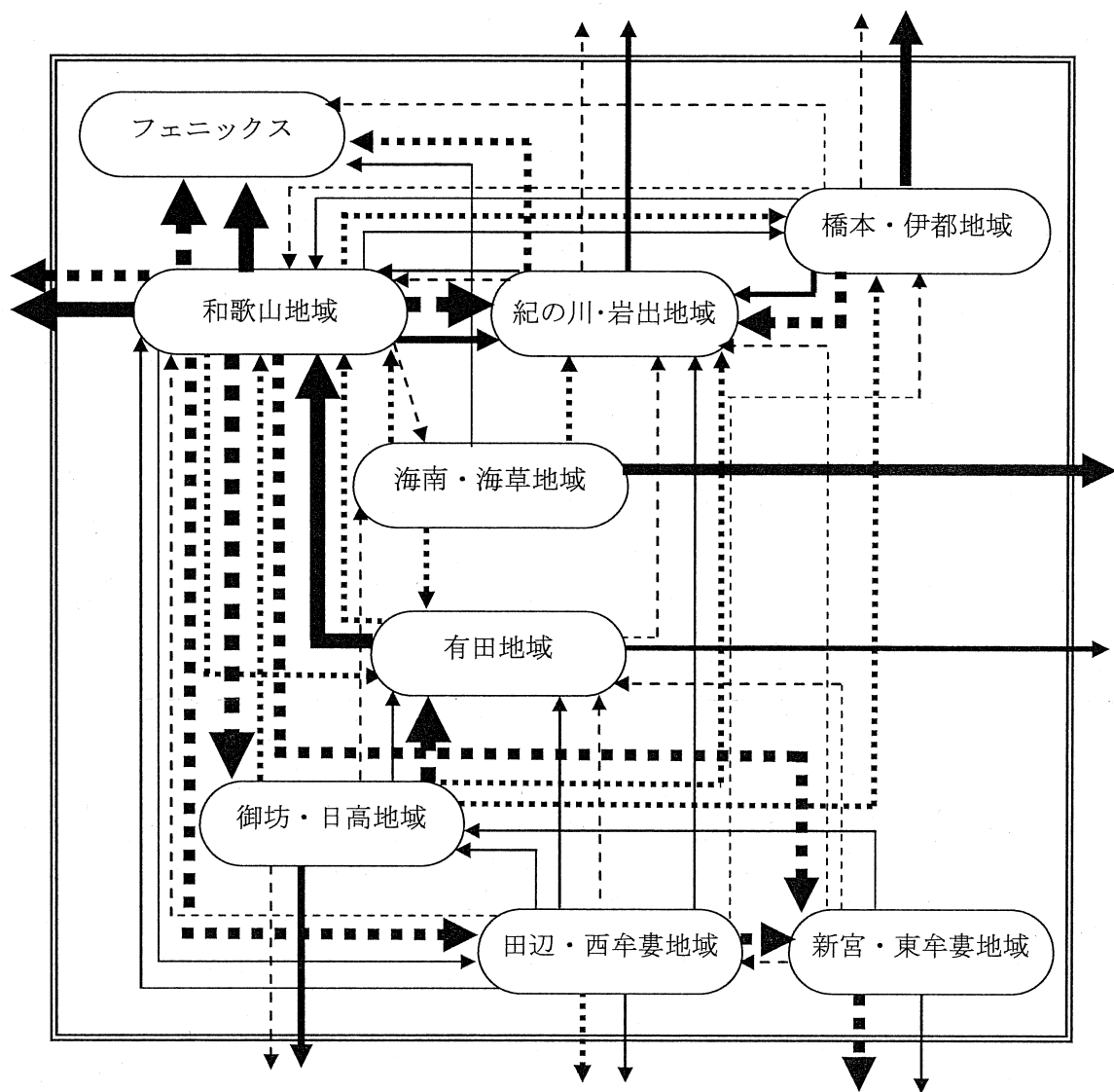
(注)平成17年度実績調査では廃棄物処理業者へ調査を行っておらず、県内処理業者からの移動状況については不明であるため、平成12年度の実績値を参考としている。

図 43 産業廃棄物の広域移動状況 (平成 17 年度)

表 19 産業廃棄物の県外への搬出量

	計	(千t/年)																					
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁器くず	鉛さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	動物の死体	動物系固形不要物	感染性廃棄物	その他産業廃棄物	
大阪湾フェニックスへの搬入量	119	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	62	7	14	0	0	0	0	0	0
県外への搬出量	243	2	43	22	9	6	14	8	3	3	5	0	13	10	4	54	39	0	0	0	0	4	2

注)表中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。



注)本図は、平成17年度実績産業廃棄物実態調査結果より作成したものであり、廃棄物収集運搬業者及び処理業者へ調査を行っていないため、県外から搬入された廃棄物については把握していない。

図 44 地域別にみる県内発生産業廃棄物の県域内外の移動 (平成 17 年度)

(6) 特別管理廃棄物の状況

- ・ 17年度の特別管理産業廃棄物の排出量は12.8千トンとなっている。
- ・ 排出量の内訳は、感染性廃棄物が5.0千トンで最も多く、次いで廃油が4.2千トン、以下、廃アルカリが2.2千トン等となっている。(図45)
- ・ 感染性廃棄物は、9割近くが県外で中間処理されている。(図46)
- ・ 特別管理産業廃棄物の処理状況は、減量化率が66%、再生利用率が1%、最終処分量が33%となっている。(図47)
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、現在、県内562事業所で保管されている。(表20)

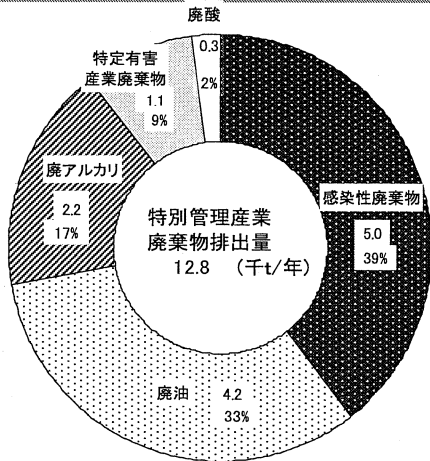


図45 特別管理産業廃棄物排出量の種類別内訳 (平成17年度)

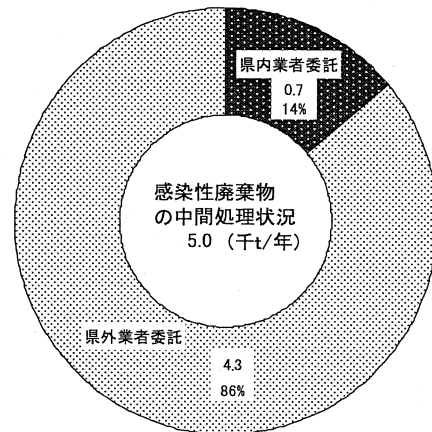


図46 感染性廃棄物の中間処理状況 (平成17年度)

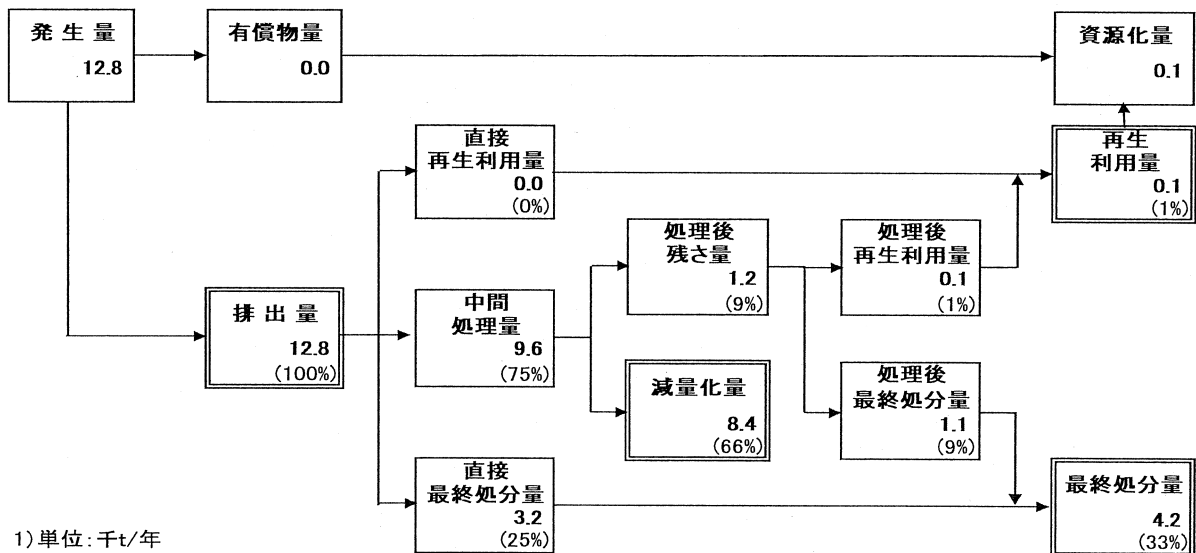


図47 特別管理産業廃棄物の処理フロー (平成17年度)

表20 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物保管等届出事業場数 (平成17年3月末時点)

県計	和歌山県 (和歌山市を除く)	和歌山市
562	376	186

(7) 廃棄物の不法投棄の状況

- ・ 県内の大規模不法投棄（10 t 以上）件数等は平成 12 年度をピークに減少傾向にあるが、依然撲滅には至っていない。（表 21）
- ・ 不法投棄の割合では、一般廃棄物（ごみ）が約 9 割を占めている。（図 48）
- ・ 場所別では、道路沿いが過半数を占めている。（図 49）
- ・ 家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数は、平成 14 年度以降減少傾向にあるが、依然として発生しており、テレビが過半数を占めている。（表 22）

表 21 産業廃棄物大規模不法投棄（10 t 以上）件数と投棄量

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
和歌山県	件数	26	11	14	2	8	10
	数量(t)	8,970	4,360	7,202	36	853	418
全国	件数	1,027	1,150	934	894	673	558
	数量(t)	403,274	241,676	318,181	744,978	410,824	172,179

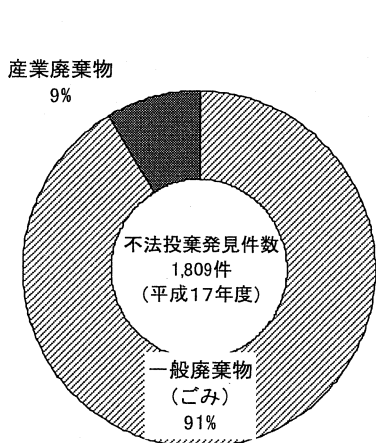


図 48 不法投棄件数の一般廃棄物（ごみ）と産業廃棄物の割合（平成 17 年度）

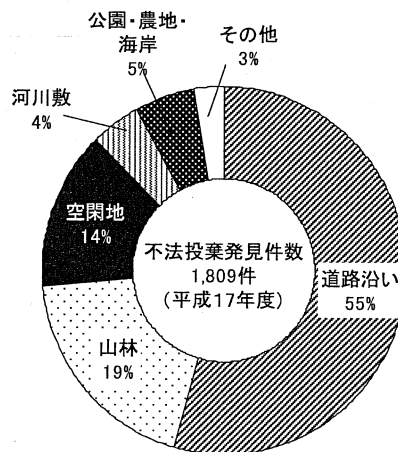


図 49 場所別の不法投棄発見件数の割合（平成 17 年度）

表 22 家電リサイクル法対象品目の不法投棄台数

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
平成13年度	110	518	256	216	1,100
平成14年度	287	1063	403	364	2,117
平成15年度	255	837	368	276	1,736
平成16年度	200	862	352	317	1,731
平成17年度	75	562	233	165	1,035

(台)

4. 4 廃棄物に係る各種計画の進捗状況

(1) 和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況

平成 14 年度に策定された和歌山県廃棄物処理計画では、平成 12 年度の廃棄物量を基準として、平成 22 年度における処理目標を設定している。(表 23、25)

①一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況

- ・排出量の削減については中間目標を達成しているが、本県の人口減少が要因の1つと考えられるため、全国平均を上回っている1人1日あたりのごみ排出量を削減することが重要である。(図 50、51)
- ・再生利用率については中間目標を達成できていない。廃プラスチックの再生利用量が増加しているが、金属が大幅に減少しているためである。その要因として、容器包装リサイクル法の施行に伴い廃プラスチックのリサイクルが進んだことや、鉄・アルミ相場の変動により以前は廃棄物であったものが有価物として扱われるようになったこと、スチール缶・アルミ缶の軽量化及びPETボトルへの移行等が考えられる。(図 52、表 24)
- ・最終処分量については減少しているが、中間目標を達成できておらず、最終処分率も横ばいであることから、排出量の削減及び再生利用の向上をより一層推進する必要がある。(図 53、54)

表 23 一般廃棄物（ごみ）の処理目標値

	排出量(千t)	再生利用率(%)	最終処分量(千t)
平成12年度(実績)	454	12	76
平成17年度(目標)	439	19	61
平成22年度(目標)	422	26	38

1. 排出量の達成状況（一般廃棄物（ごみ））

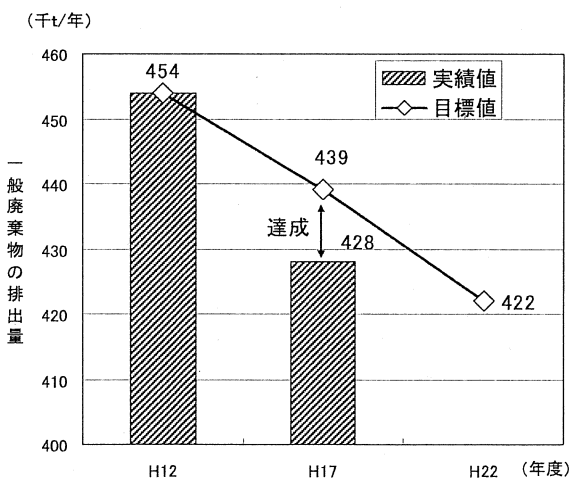


図 50 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況（排出量）

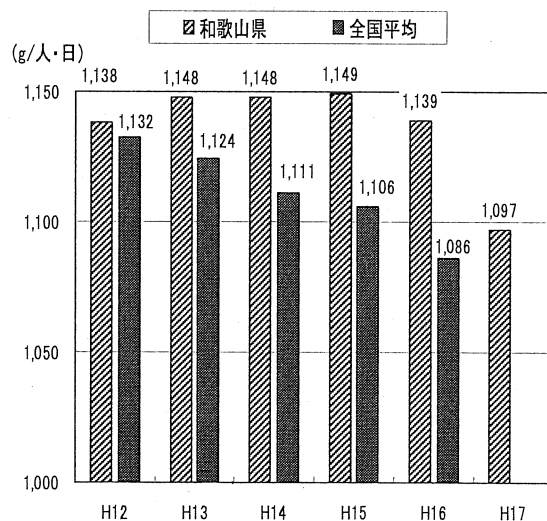


図 51 1人1日あたりのごみ排出量

2. 再生利用率の達成状況（一般廃棄物（ごみ））

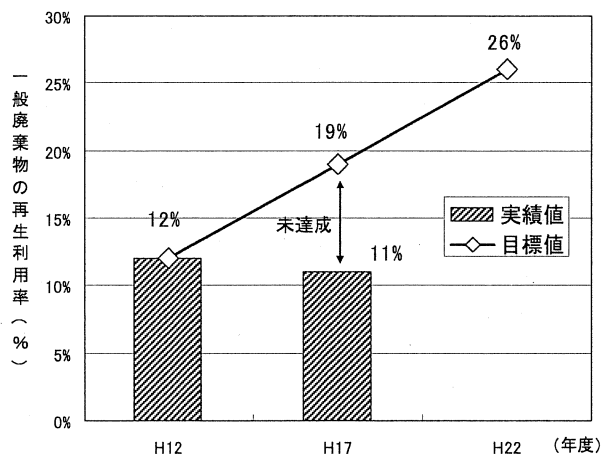


図 52 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況（再生利用率）

表 24 ごみ再生利用量の変化

(単位:千t)

	平成12年度 (実績値)	平成17年度 (実績値)	対H12増減量
紙	12.0	13.0	1.0
金属	24.6	14.3	▲ 10.3
ガラス	11.8	7.9	▲ 3.9
PET	1.3	1.7	0.4
廃プラスチック	1.2	6.1	4.9
その他	3.0	6.3	3.3
計	53.8	49.2	▲ 4.6

注)四捨五入しているため、内訳が合計に合わない場合がある

3. 最終処分量の達成状況（一般廃棄物（ごみ））

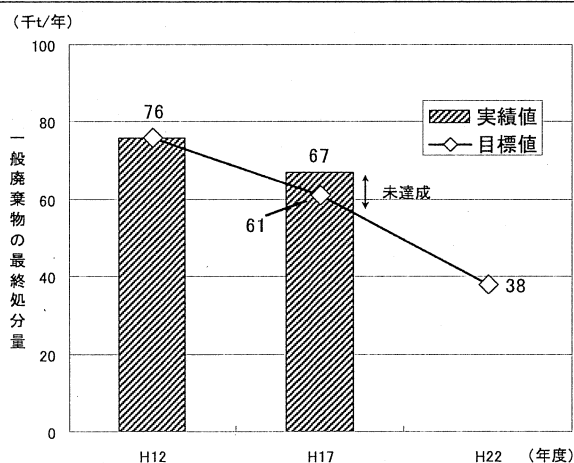


図 53 一般廃棄物（ごみ）の数値目標
達成状況（最終処分量）

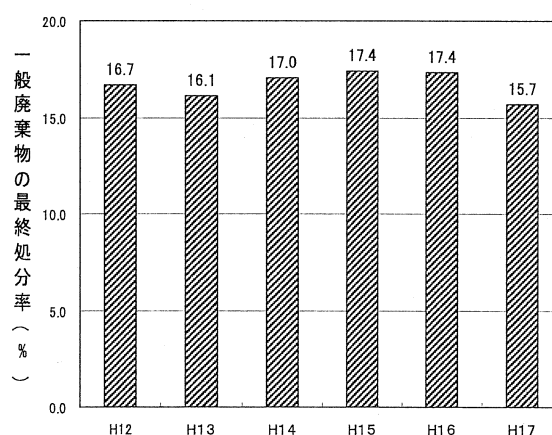


図 54 一般廃棄物（ごみ）最終処分量
の推移

②産業廃棄物の数値目標達成状況

- ・排出量は4,551千tであり、中間目標を達成できていない。景気が好調ないくつかの製造業において増加したことが大きな要因と考えられる。品目別では、ばいじんの増加が大きく影響している。(図55、表26)
- ・再生利用率は56%であり、中間目標を達成できていない。再生利用量は増加しているが、減量化量がそれ以上に増加しているため、結果として再生利用率が減少している。その大きな要因は、ばいじんと考えられる。ばいじんは、ほとんどが再生利用されているが、平成17年度調査で増加したばいじんは湿式集塵によるものが多く、水分を多く含むことから、その脱水等による減量化量が大きく増加したため、再生利用率が減少する結果になったと考えられる。(図56、表27)
- ・最終処分量は減少傾向にあり、望ましい状況ではあるが、中間目標を達成できていない。がれき類の最終処分量が大きく減少している。(図57、表28)

表25 産業廃棄物の処理目標値

	排出量(千t)	再生利用率(%)	最終処分量(千t)
平成12年度(実績)	3,985	60	268
平成17年度(目標)	3,947	63	133
平成22年度(目標)	3,939	64	100

1. 排出量の達成状況(産業廃棄物)

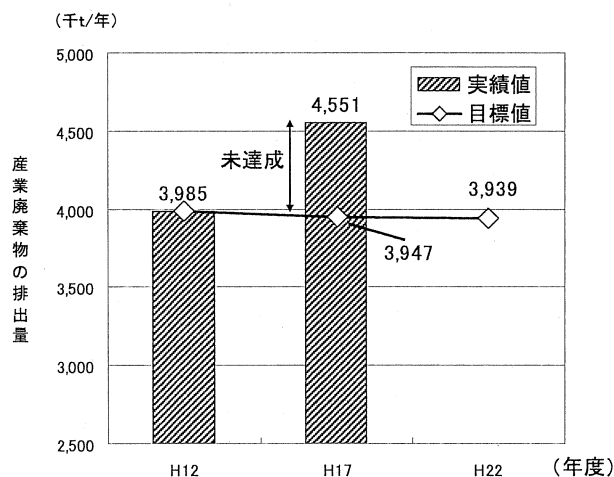


図55 産業廃棄物の数値目標達成状況(排出量)

表26 産業廃棄物排出量の変化

	平成12年度	平成17年度	(単位:千t/年)
			対H12増減量
汚泥	1,469(774)	697	▲ 772 (▲77)
ばいじん	36(731)	1,409	1,373 (678)
がれき	769	815	46
鉱さい	1,169	1,120	▲ 49
その他	542	510	▲ 32
計	3,985	4,551	566

注1)平成12年度調査では「汚泥」とされていた廃棄物の一部(約70万t)が平成17年度調査では「ばいじん」として報告されている。

(湿式集塵によるばいじんは汚泥状であるため、平成12年度調査時は一部の事業所で汚泥として報告されていた。)

注2)()内は、汚泥の一部をばいじんに修正した推計値

2. 再生利用率の達成状況（産業廃棄物）

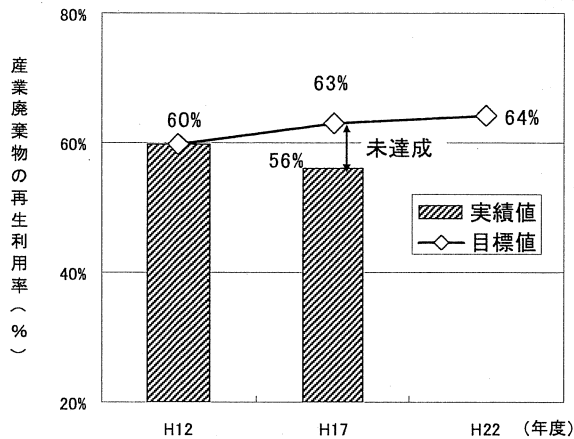


図 56 産業廃棄物の数値目標達成状況（再生利用率）

表 27 産業廃棄物再生利用量及び減量化量の変化

(単位: 千t/年)

	平成12年度		平成17年度		対H12増減量	
	再生利用量	減量化量	再生利用量	減量化量	再生利用量	減量化量
汚泥	177(109)	1,239(612)	71	594	▲ 106 (▲ 38)	▲ 645 (▲ 18)
ばいじん	27(95)	0(627)	293	1,101	266 (198)	1,101 (474)
がれき類	685	11	785	1	100	▲ 10
鉱さい	1,096	0	1,054	0	▲ 42	0
その他	397	85	348	91	▲ 49	6
計	2,382	1,335	2,551	1,787	169	452

注) ()内は、汚泥の一部をばいじんに修正した推計値

3. 最終処分量の達成状況（産業廃棄物）

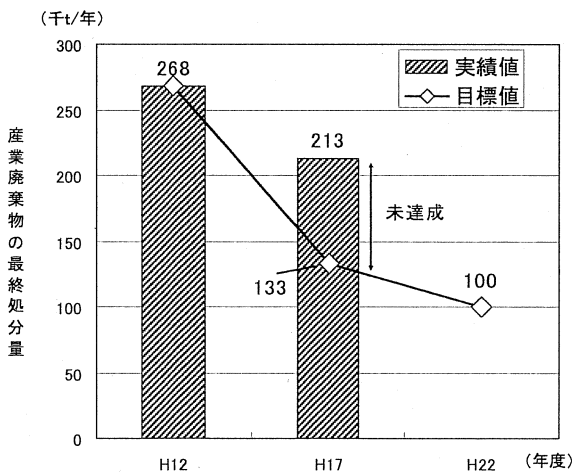


図 57 産業廃棄物の数値目標達成状況（最終処分量）

表 28 産業廃棄物最終処分量の変化

(単位: 千t/年)

	平成12年度	平成17年度	対H12増減量
	(実績値)	(実績値)	
がれき類	73	30	▲ 43
廃プラ	24	11	▲ 13
木くず	10	1	▲ 9
鉱さい	74	66	▲ 8
その他	87	105	18
計	268	213	▲ 55

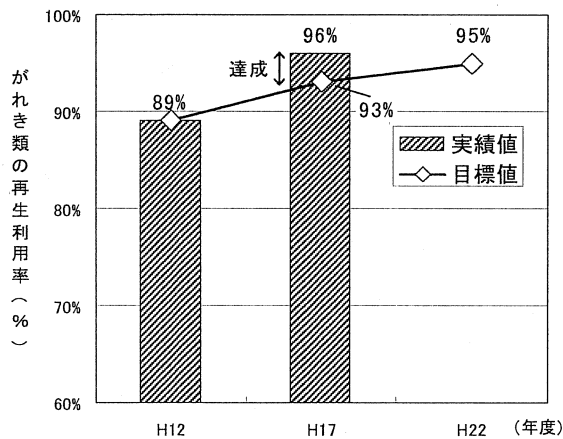
③産業廃棄物の個別種類ごとの重点目標達成状況

- ・産業廃棄物については、再生利用率の増加の余地があると考えられる廃棄物について個別種類ごとに重点目標が定められている。(表 29)
- ・がれき類及び木くずについては、再生利用率等が増加し、目標を達成できている。建設リサイクル法が施行されたことが要因の1つと考えられる。
- ・汚泥については、最終処分率が増加し、目標を達成できていない。
- ・廃プラスチック類及び動植物性残さについては、再生利用が進み望ましい状況ではあるが、廃プラスチック類は目標を達成できていない。(図 58-1・58-2)

表 29 産業廃棄物の個別種類ごとの重点目標

	がれき類 (再生利用率)	汚泥 (最終処分率)	廃プラスチック (減量化・再生利用率)	動植物性残さ (再生利用率)	木くず (減量化・再生利用率)
平成12年度(実績)	89%	4%	43%	43%	90%
平成17年度(目標)	93%	3%	65%	48%	91%
平成22年度(目標)	95%	2%	93%	68%	92%

【がれき類】



【汚泥】

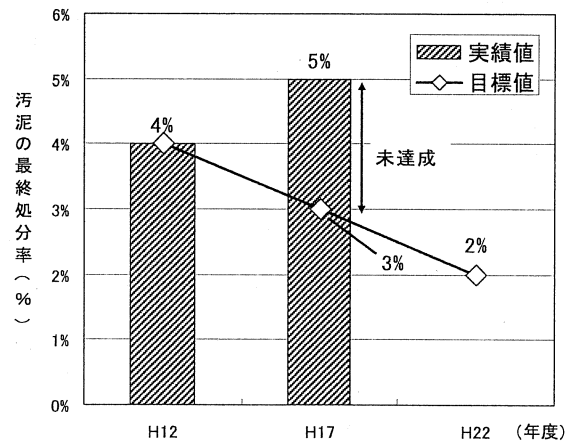
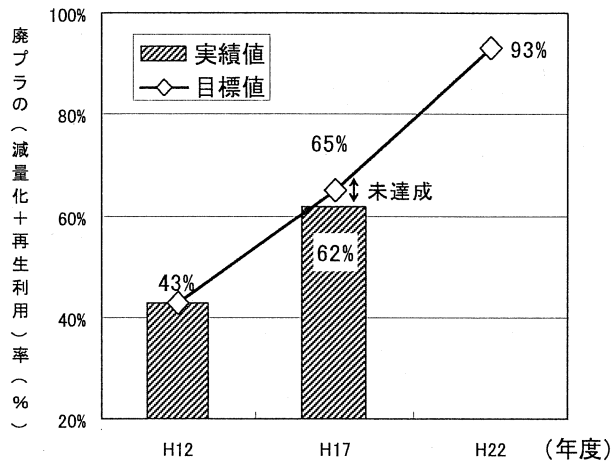
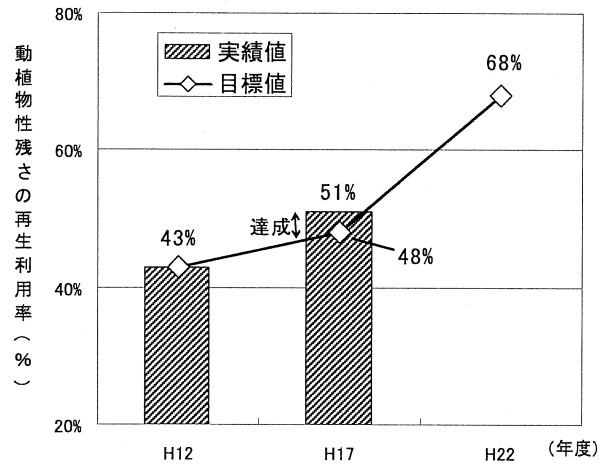


図 58-1 産業廃棄物の種類別目標値と平成 17 年度実績の比較 (がれき類・汚泥)

【廃プラスチック】



【動植物性残さ】



【木くず】

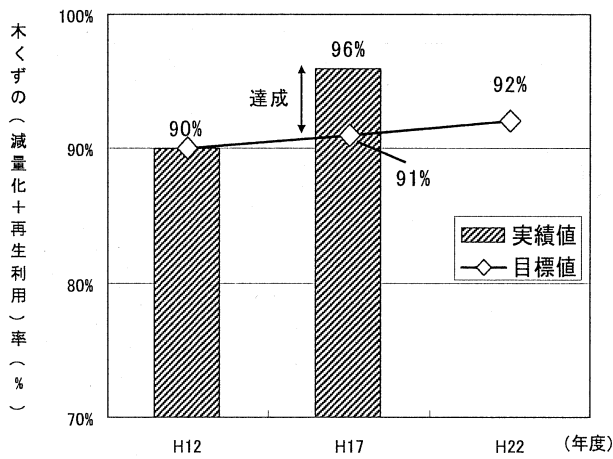


図 58-2 産業廃棄物の種類別目標値と平成 17 年度実績の比較

(廃プラスチック・動植物性残さ・木くず)

(2) ごみ処理広域化計画の概要

- ・平成16年7月に策定された和歌山県ごみ処理広域化計画（第2次改訂版）では、以下の方針を定め、施設整備が進められている。（表30）

表30 各ブロックのごみ焼却施設等整備計画

(単位:処理能力(t/日))

ブロック名	市町村又は一部事務組合名	H16	H17	H18	H19	H20	H21以降	
和歌山	和歌山市	400	400	400	400	400	400	
		320	320	320	320	320	320	
海南・海草・那賀	海南市	150	150	150	150	150	90	240
	下津町	30	30	30	30	30		
	打田町	15	15	15	15	15		
	粉河町	20	20	20	20	20		
	那賀町	20	20	20	20	20		
	貴志川・桃山清掃施設組合	-	-	-	-	-		
橋本広域	岩出町	60	60	60	60	60	60	150
	橋本市	90	90	90	150	150	150	
	高野口町	30	30	30				
	かつらぎ町	-	-	-				
	高野町	15	15	15				
花園村	1	1	-					
有田広域	有田周辺広域圏事務組合	100	100	100	100	100	136	
	有田郡衛生体育施設事務組合	30	30	30	-	-		
御坊広域	御坊周辺広域市町村圏組合	98	98	98	98	98	98	
田辺広域	田辺市	100	100	100	100	100	230	
	白浜町	55	55	55	55	55		
	日置川町	12	12	12	12	12		
	すさみ町	15	15	15	15	15		
	南部町南部川村環境衛生施設事務組合	20	20	20	20	20		
	上富田町大塔村中辺路町清掃施設組合	22	22	22	22	22		
新宮広域	新宮市	49	49	49	49	49	-	
	串本町	40	40	30	30	30		
	古座町							
	古座川町	50	50	50	50	50		
	那智勝浦町							
	太地町	6	6	6	6	6		
熊野川地域広域組合	10	10	-	-	-			
県全体の処理能力		1,758	1,758	1,737	1,722	1,722	-	

注1)市町村及び一部事務組合は平成16年7月時点

注2)平成18年12月までに施設の改廃等があったところについては修正済み

参考資料)和歌山県ごみ処理広域化計画(第2次改訂版)

4. 5 廃棄物の将来見込みと目標値の概念

(1) 廃棄物の将来見込み

一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物について、現状の廃棄物処理を継続した場合の排出量及び処理量の将来予測を行った。

【一般廃棄物（ごみ）】

- ・将来予測は、市町村等から収集した将来計画値及び平成17年度実績値を基に算出した。
- ・排出量は減少すると見込まれる。
- ・再生利用量は増加し、再生利用率も増加すると見込まれる。
- ・最終処分量は減少するが、最終処分率は横ばいと見込まれる。

【産業廃棄物】

- ・将来予測は、過去からの経済指標のトレンド及び大手事業者の計画値等を基に業種ごとに排出量を算出し、それを廃棄物排出量の実績値の推移を基に調整した。なお、処理率は将来も現状の処理率と同じであると仮定した。
- ・排出量はほぼ横ばいで推移すると見込まれる。
- ・再生利用量、最終処分量、減量化量ともにほぼ横ばいで推移すると見込まれる。

(図 59)

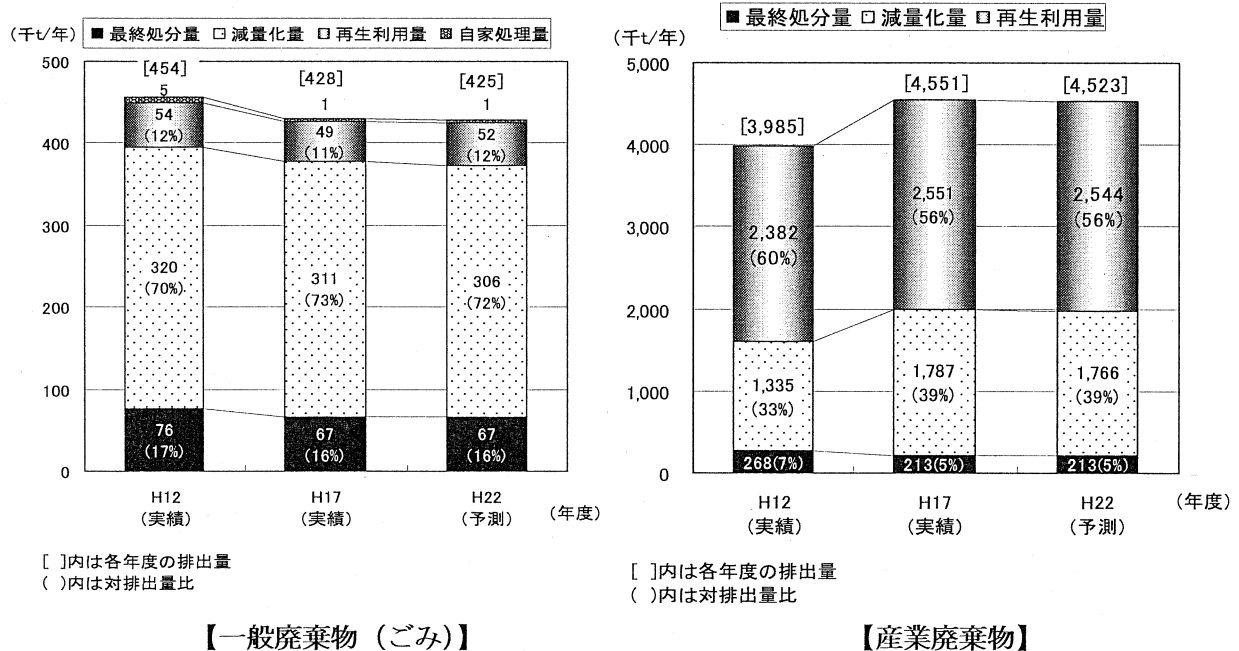


図 59 廃棄物の排出量と処理量の将来見込み

(2) 廃棄物処理の目標値の概念

[国の方針]

○平成 9 年度の廃棄物量を基準として、平成 22 年度における処理目標を設定しており、再生利用量の増加により、平成 22 年度の最終処分量を一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともに約半分に削減することとしている。

[本県の目標値の概念]

○国の（H9→H22）の目標設定を、本計画では（H12→H22）にあてはめ、目標値の設定に当たっては本県の実状を勘案し、国の設定値もしくはそれ以上として平成 22 年度の目標値及び平成 17 年度の間目標値を設定している。

○平成 17 年度の間目標値と平成 17 年度実績を比較すると、一般廃棄物（ごみ）、産業廃棄物ともに 22 年度目標値の達成はより厳しいものとなっているが、平成 22 年度目標値は国の基本方針を基に本県が取り組む目標値として設定したものであり、目標値を下げることは適当でない。

○したがって、平成 22 年度目標値は変更せずに、本計画見直し後も同様の数値目標とする。
(表 31・32)

[目標を達成するための目標]

○平成 17 年度実績から当初目標の平成 22 年度目標値を達成するための個別目標は以下のとおりである。

- ・一般廃棄物（ごみ）については排出量を 1%削減し、再生利用率を 15%増加させ、最終処分量を 43%減量化する。
- ・産業廃棄物については、排出量を 13%削減し、再生利用率を 8%増加させ、最終処分量を 53%減量化する。

○なお、産業廃棄物については、再生利用率の増加等の余地があると考えられる廃棄物について個別種類ごとに重点目標を設定しており、これらについても平成 22 年度目標値は変更しない。平成 17 年度実績から平成 22 年度目標値を達成するための目標は以下のとおりである。(参考：表 33)

- ・がれき類 : 17 年度の再生利用率は 96%であり、22 年度目標値の 95%をすでに達成していることから、現状維持又はより一層の再生利用の向上を図る。
- ・汚泥 : 最終処分率を 17 年度値の 5%から 2%に引き下げる。
- ・廃プラスチック : 減量化・再生利用率を 17 年度値の 62%から 93%に引き上げる。
- ・動植物性残さ : 再生利用率を 17 年度値の 51%から 68%まで引き上げる。
- ・木くず : 17 年度の減量化・再生利用率は 96%であり、22 年度目標値の 92%をすでに達成していることから、現状維持又はより一層の再生利用の向上を図る。

表 31 一般廃棄物（ごみ）の処理目標値

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
排出量 (千t)	実績・(予測)	454	428	(425)
	目標値	-	439	422
再生利用率 (%)	実績・(予測)	12%	11%	(12%)
	目標値	-	19%	26%
最終処分量 (千t)	実績・(予測)	76	67	(67)
	目標値	-	61	38

表 32 産業廃棄物の処理目標値

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
排出量 (千t)	実績・(予測)	3,985	4,551	(4,523)
	目標値	-	3,947	3,939
再生利用率 (%)	実績・(予測)	60%	56%	(56%)
	目標値	-	63%	64%
最終処分量 (千t)	実績・(予測)	268	213	(213)
	目標値	-	133	100

表 33 産業廃棄物の種類別目標値

種類	平成12年度				平成17年度				平成22年度(目標値)			
	排出量	再生利用率	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用率	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用率	減量化量	最終処分量
合計	3,985 (実績) (目標)	2,382 (60%) (目標)	1,335 (33%) (目標)	268 (7%) (目標)	4,551 (実績) (目標)	2,551 (56%) (目標)	1,787 (39%) (目標)	213 (5%) (目標)	3,939 (実績) (目標)	2,527 (64%) (目標)	1,314 (33%) (目標)	100 (3%) (目標)
燃え殻	2 (実績) (目標)	0 (4%) (目標)	0 (6%) (目標)	2 (89%) (目標)	2 (実績) (目標)	1 (62%) (目標)	0 (16%) (目標)	0 (22%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
汚泥	1,469 (実績) (目標)	177 (12%) (目標)	1,239 (84%) (目標)	53 (4%) (目標)	697 (実績) (目標)	71 (10%) (目標)	594 (85%) (目標)	31 (5%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
廃油	35 (実績) (目標)	18 (53%) (目標)	15 (43%) (目標)	2 (5%) (目標)	49 (実績) (目標)	17 (35%) (目標)	28 (57%) (目標)	4 (8%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
廃酸	33 (実績) (目標)	10 (31%) (目標)	22 (68%) (目標)	0 (1%) (目標)	39 (実績) (目標)	11 (29%) (目標)	25 (63%) (目標)	3 (8%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
廃アルカリ	13 (実績) (目標)	4 (29%) (目標)	9 (70%) (目標)	0 (1%) (目標)	7 (実績) (目標)	2 (23%) (目標)	5 (69%) (目標)	1 (7%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
廃プラスチック類	42 (実績) (目標)	7 (18%) (目標)	11 (26%) (目標)	24 (57%) (目標)	30 (実績) (目標)	10 (33%) (目標)	9 (29%) (目標)	11 (39%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
紙くず	4 (実績) (目標)	3 (78%) (目標)	1 (20%) (目標)	0 (2%) (目標)	19 (実績) (目標)	16 (86%) (目標)	3 (14%) (目標)	0 (0%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
木くず	93 (実績) (目標)	67 (72%) (目標)	16 (18%) (目標)	10 (11%) (目標)	37 (実績) (目標)	29 (78%) (目標)	7 (18%) (目標)	1 (4%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
繊維くず	3 (実績) (目標)	1 (55%) (目標)	1 (32%) (目標)	0 (14%) (目標)	17 (実績) (目標)	7 (42%) (目標)	7 (40%) (目標)	3 (19%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
動植物性残さ	23 (実績) (目標)	10 (43%) (目標)	7 (32%) (目標)	6 (26%) (目標)	13 (実績) (目標)	6 (51%) (目標)	5 (36%) (目標)	2 (13%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
ゴムくず	0 (実績) (目標)	0 (81%) (目標)	0 (3%) (目標)	0 (16%) (目標)	0 (実績) (目標)	0 (6%) (目標)	0 (76%) (目標)	0 (18%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
金属くず	27 (実績) (目標)	23 (85%) (目標)	- (目標)	4 (15%) (目標)	40 (実績) (目標)	35 (88%) (目標)	0 (0%) (目標)	5 (12%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
ガラス陶磁器 くず	55 (実績) (目標)	47 (85%) (目標)	- (目標)	8 (15%) (目標)	66 (実績) (目標)	28 (42%) (目標)	0 (0%) (目標)	38 (58%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
鋸さい	1,169 (実績) (目標)	1,096 (94%) (目標)	- (目標)	74 (6%) (目標)	1,120 (実績) (目標)	1,054 (94%) (目標)	0 (0%) (目標)	66 (6%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
がれき類	769 (実績) (目標)	685 (89%) (目標)	11 (1%) (目標)	73 (10%) (目標)	815 (実績) (目標)	785 (96%) (目標)	1 (0%) (目標)	30 (4%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
ばいじん	36 (実績) (目標)	27 (76%) (目標)	-1 (-) (目標)	9 (26%) (目標)	1,409 (実績) (目標)	293 (21%) (目標)	1,101 (78%) (目標)	14 (1%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
動物のふん 尿	206 (実績) (目標)	206 (100%) (目標)	- (目標)	- (目標)	182 (実績) (目標)	182 (100%) (目標)	0 (0%) (目標)	0 (0%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)
その他産業 廃棄物	5 (実績) (目標)	1 (10%) (目標)	3 (50%) (目標)	2 (40%) (目標)	9 (実績) (目標)	3 (37%) (目標)	0 (0%) (目標)	2 (28%) (目標)	- (実績) (目標)	- (目標)	- (目標)	- (目標)

注1) ()内は各年度の排出量に対する割合

注2) 平成12年度調査では「汚泥」とされていた廃棄物の一部(約70万t)が平成17年度調査では「ばいじん」として報告されている。
(湿式集塵によるばいじんは汚泥状であるため、平成12年度調査時は一部の事業所で汚泥として報告されていた。)

国の方針の概略（参考）

○一般廃棄物（ごみ）

排 出 量：平成 22 年度値を平成 9 年度値の 7%削減する。

再生利用率：平成 22 年度値（24%）を平成 9 年度値（11%）より 13%増加させる。

最終処分量：平成 22 年度値を平成 9 年度値の 47%削減する。

○産業廃棄物

排 出 量：平成 22 年度値を平成 9 年度値の 12%増に抑える。

再生利用率：平成 22 年度値（47%）を平成 9 年度値（41%）より 6%増加させる。

最終処分量：平成 22 年度値を平成 9 年度値の 55%削減する。

—資料（用語集）—

1 廃棄物の種類に関する言葉

■産業廃棄物（20品目）

種 類	代表例・内容	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルビット汚泥、上水汚泥、下水汚泥等
	廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類等
	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
	廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液
	廃 プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等
	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	金 属 く ず	鉄くず、ブリキ・トタンくず、銅線くず、切削くず、缶類等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくず等【本文では、「ガラス陶磁器くず」と略した】
	鉱 さ い	高炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鑄物廃砂等
	が れ き 類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
ば い じ ん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、印刷業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	木 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業に係るもの
	織 維 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	動 植 物 性 残 さ	食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
	家 畜 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	家 畜 の 死 体	畜産農業に係るもの
	動 物 系 固 形 不 要 物	と畜場、食鳥処理場において、とさつ等あるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物
廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

なお、これら以外に海外から輸入された廃棄物も産業廃棄物である。

■特別管理廃棄物

廃棄物のうち、毒性、爆発性、感染性を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。（燃えやすい廃油、有害物質を含む汚泥等）

■PCB（ポリ塩化ビフェニル Polychlorinated biphenyl）

化学的に安定で、絶縁性が高いことから、トランス、コンデンサの電気絶縁油として使用され、その他熱媒体、潤滑油、可塑剤等に使用された。カネミ油症として広く知られるカネミライソイル中毒事件（昭和43年）は米ヌカ油の精製工程で熱媒体として使用した PCB が混入したことによる。PCB には皮膚障害、肝障害を起こす毒性があり、環境中に放出された場合長期間分解せずに残留し、環境を汚染するだけでなく、魚類等を通じヒトにも蓄積する恐れのある物質である。

2 廃棄物処理施設に関する言葉

■最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設のことで、その構造により、安定型、管理型、遮断型に区別されている。

■安定型最終処分場

性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ない、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずの処分を対象としており、遮水構造を有していない。

■管理型最終処分場

浸出水によって公共用水域等を汚染する可能性のある廃棄物を処分する処分場で、遮水構造、浸出水処理施設を有している。

■遮断型最終処分場

周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する形の処分場で、鉛や水銀等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物の処分を行う。

3 廃棄物・リサイクル法に関する言葉

■廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が正式名称。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されている。

■循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会の形成に関する基本原則を規定した法律。

■循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷*ができる限り低減される社会。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として循環的な利用を行い、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。循環型社会形成推進基本法で規定されている。

※「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。環境基本法で規定されている。

■3R

発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生利用（リサイクル・Recycle）の 3 つの頭文字をとったもので循環型社会を推進していくための取り組み。

■資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）が正式名称。製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収、リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

■県認定リサイクル製品

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用に関する条例（平成 17 年条例第 131 号）に基づき、県内廃棄物の減量化や再資源化の推進に寄与する製品として知事が認定したリサイクル製品。和歌山県では、この認定リサイクル製品の普及を促進し、循環型社会の形成につなげることでしている。

■サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

■容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）が正式名称。缶やガラスびん、ペットボトル等の容器包装のリサイクルを促進するため、市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムを規定している。

■財団法人日本容器包装リサイクル協会

容器包装リサイクル法に基づく再商品化を円滑に実施するために設立された公益法人。主務大臣の指定を受けて、市町村から容器包装の引取を行うとともに、特定事業者（ガラスびんやペットボトルを製造もしくは使用して製品を販売している事業者）からの再商品化業務を受託しリサイクルを行う。

■リターナブルびん

中身を消費した後のガラスびんを、販売店を通じて回収し、再び中身を充填して販売する、繰り返し使用するガラスびんのこと。反対に、一度使用しただけで、再び使用できないガラスびんをワンウェイびんという。

■食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）が正式名称。食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。

■建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）が正式名称。建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続き等が規定されている。

■建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物となるものを含む。再生資源とは、副産物のうち原材料として利用できるもの又はその可能性のあるもので、例えばコンクリート塊は廃棄物であると同時に、再生資源としても位置付けられる。なお、建設発生土は再生資源であるが、廃棄物ではない。

■家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）が正式名称。家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）について、減量化やリサイクルを促進するため消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、小売業者による回収や製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムを規定している。

■グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）が正式名称。再生資源を利用した製品等、環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的とし、国及び地方公共団体等が率先して環境に優しい物品を購入することを規定している。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）が正式名称。自動車のリサイクル及び適正処理を図るため、所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を規定している。

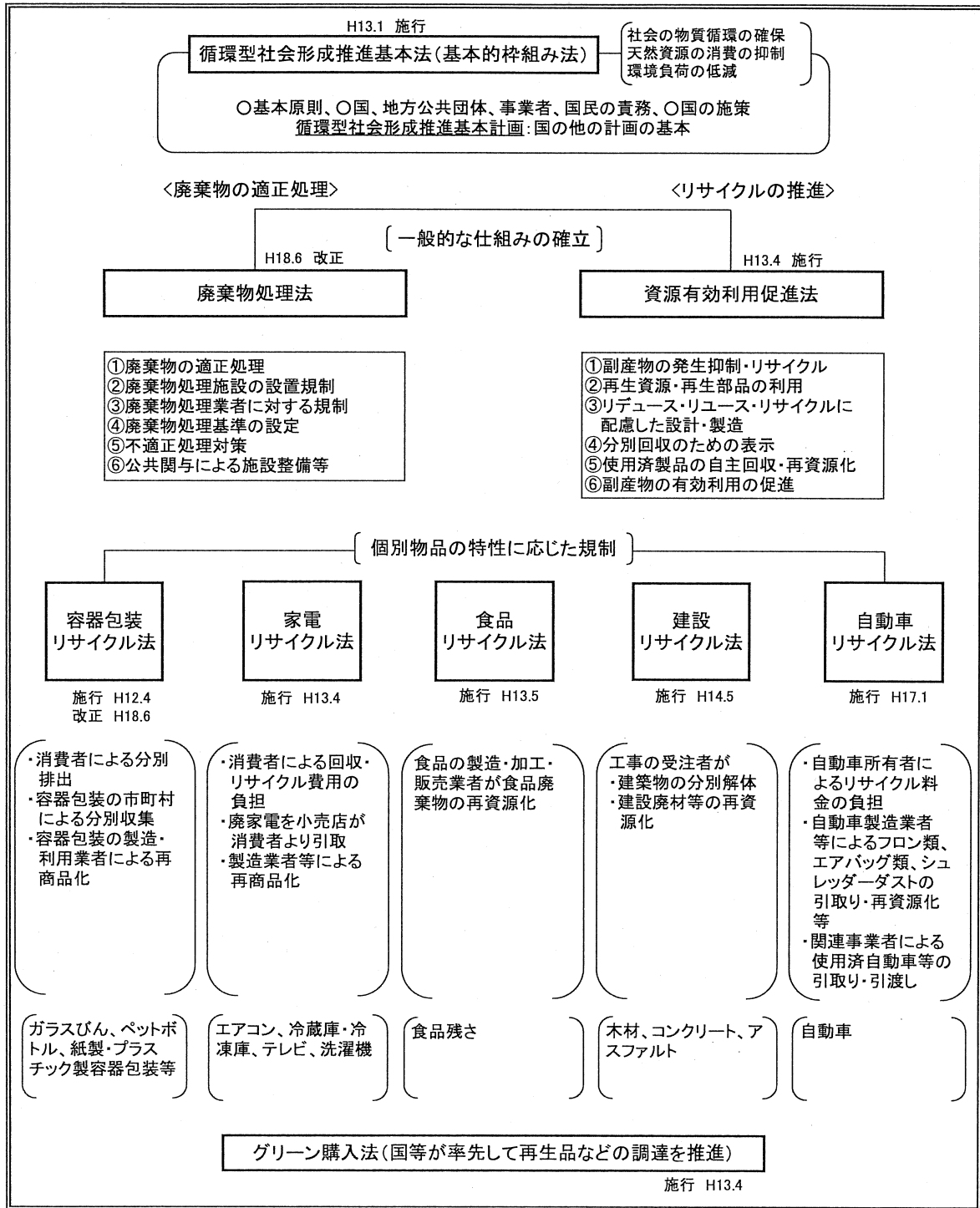
■廃棄物処理センター

産業廃棄物処理施設の設置が困難となっていることや市町村において適正処理が困難な廃棄物等の実情に照らし、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保を目的として設立された、国もしくは地方公共団体が出資した一定の法人等であって環境大臣の指定をうけたもの。廃棄物処理センターの指定を受けると財政上、税制上の支援を受けられる。

■ロンドン条約

1972 年にロンドンにおいて採択された「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」が正式名称。海洋環境の汚染は、その影響が広く沿岸国に及ぶことから、様々な国際的取り組みが行われており、そのうち、投棄による汚染を防止することを目的としている。我が国は 1980 年にロンドン条約を締結し、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により、廃棄物の海洋投入処分の適切な管理に努めてきている。1996 年には、ロンドン条約による海洋投棄規制を強化するため「1996 年の議定書」が採択され、2006 年 3 月に発効しており、我が国も締結に向けて準備しているところである。

■ 廃棄物リサイクル関係法体系



4 計画関係

■平成 14 年度に策定した和歌山県廃棄物処理計画の基本方針（抜粋）

排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、なお適正な利用が行われないものについては適正な処分を確保し、また、県内で循環することが環境保全上、あるいは経済的に見て合理的と考えられるものについては、県内で資源として循環するシステム、すなわち「資源循環の環」を構築するという方針。

■和歌山県ごみ処理広域化計画

複数の市町村が互いに連携し、ブロック単位で、効率的で広域的なごみ処理体制を構築するため県が平成 11 年に策定した計画。平成 16 年に第 2 次改訂が行われており、県内を 7 ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。

■大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿 2 府 4 県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和 57 年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の 19 市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

■バイオマスタウン構想

地域のバイオマスの総合的かつ効率的な利活用を図る市町村等の構想。バイオマスタウンとは、域内において広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。

■バイオマス総合利活用マスタープラン

県内の家畜排せつ物や生ごみ等各種バイオマスについて、再生利用に向けた多様な取り組みが有機的に連携・機能し農山漁村の活性化と自然環境の保全を図るための県の基本方針となる計画。

5 適正処理関係

■廃棄物不法処理防止連絡協議会

和歌山県、和歌山県警、和歌山市、海上保安部（和歌山・田辺）、社団法人和歌山県産業廃棄物協会が構成する協議会。各関係機関が連携して、不法投棄の未然防止、早期発見のための環境月間パトロールの実施や必要な方策の検討を行っている。

■きのくに環境モニター

市民ボランティアが廃棄物の不法投棄等のモニタリング（見回り等）を行うとともに、不法投棄を発見した時には警察に通報する制度。和歌山県警が各警察署ごとに委嘱している。

■“きのくに”環境クリーンアップ事業

不法投棄の未然防止及び廃棄物の撤去を積極的に行う市町村（和歌山市を除く）を県が支援し、環境美化社会の実現を図ることを目的とした事業。市町村が実施する以下の事業に呈して補助（1/2以内）する。

- 不法投棄防止事業・・・・・・・・自治会や商工会、NPO等各種団体の不法投棄監視パトロールや不法投棄物の撤去に関する事業
- 不法投棄防止設備設置事業・・大規模な不法投棄が行われることが予測される場所又は不法投棄が頻繁に行われる場所に監視カメラ、不法投棄防止フェンス及び不法投棄防止ネットを設置する事業
- 廃棄物撤去事業・・・・・・・・不法投棄された廃棄物を撤去・処分する事業

■環境機動捜査隊（エコポリス）

不法投棄等の環境犯罪の取締の徹底と迅速な対応を目的に全国に先駆けて和歌山県警内に設置された捜査隊。

■措置命令

不適正な廃棄物処理によって周辺住民に生活環境保全上の支障が生じる、又は支障が生じる恐れがある場合に、廃棄物処理法に基づき都道府県知事（政令市にあつては政令市長）が、不適正な処理を行った者等にその除去を命ずる命令。行為者が、この命令に従わない場合、都道府県知事は行為者を告発したうえ、行政代執行を行って支障を除去し、その費用を行為者に請求する。

■排出事業者責任

生産段階で発生する環境への負荷の防止費用あるいはその除去費用を、排出者である企業が負担すべきと言う考え方。

■拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、自ら製造した製品が消費された後に廃棄物となった時まで責任を負うという考え方。

6 団体関係

■社団法人和歌山県清掃連合会

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業等の指導育成及び資質の向上に関する事業を行い、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として和歌山県内の清掃業者等により設立された社団法人。

■社団法人和歌山県産業廃棄物協会

県内の産業廃棄物処理業者の資質の向上、廃棄物の適正処理の推進を目的として和歌山県内の産業廃棄物処理業者等により設立された社団法人。

■社団法人和歌山県建設業協会

県内の建設業に関する技術及び経営の進歩改善や建設業者の資質の向上を目的として和歌山県内の建設業者等により設立された社団法人。

■日本環境安全事業株式会社

旧環境事業団の PCB 廃棄物処理事業等を承継して、平成 16 年 4 月 1 日に 100%政府出資により設立され、国の監督のもと PCB 廃棄物の処理を行う機関。

■財団法人紀南環境整備公社

紀南地域における廃棄物処理施設の整備を図ることにより、安全で快適な地域社会の実現に資することを目的として県、市町村及び産業界の出資により設立された財団法人。廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を受けている。みなべ町以南の 11 市町村を対象区域とし、広域的で安定した最終処分場の整備事業を進めている。

7 その他

■政令市

廃棄物処理法では、政令で定める市の長に対して、都道府県知事と同様の権限（一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等）を与えており、当該市域では都道府県知事は間接的な権限しか有しない。県内では和歌山市が該当する。

■生活排水

日常生活に伴って排出される水のことで、炊事、入浴、洗濯などから生じる生活雑排水とし尿（水洗トイレから出る排水等）を合わせたもの。

■合併浄化槽

し尿のみを処理する単独浄化槽とは異なり、台所や風呂、洗面、洗濯水などの生活雑排水も合わせて処理する浄化槽。

■NPO (Non Profit Organization)

不特定多数の利益の増進を目的とする任意のボランティア団体や市民活動団体のこと。「営利を目的としない民間組織」と訳される。

■委託基準

排出者事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際の基準で、廃棄物処理法で規定されている。(書面契約義務等)

第2次和歌山県廃棄物処理計画（平成18年度～平成22年度）

平成19年3月

発行・編集 和歌山県環境生活部
環境政策局 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-432-4111（代表） 073-441-2677（直通）

FAX 073-441-2685



この印刷物は地球環境に優しい100%再生紙、大豆油インキを使用しています。